

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席委員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、下川君、7番、細川君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

6番、下川君。

【6番 下川孝志君登壇】

○6番(下川孝志君) おはようございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず1点目は、ピュアの今後の利用の方向性についてですが、ピュアマルシェが撤退し、今月末で100円ショップも撤退するということになってはいますけれども、ピュアマルシェが入っている状況の時から、私はピュアの利用の状況等について質問をした経緯があります。

その中で私が思うのは、ピュアマルシェがあそこに店をオープンしましたが、しばらくの間、他の店が入るところが、入店がないものですから、裏から入った時に非常にさびしい感じがしますし、町民の声も当初予定していた地元の農産物の販売だとか、またはちょっとした居場所的な福祉の利用ということも、企画の中にはあったんですけども、それもなくなってしまったということで、町民の居場所としての機能もなくなってしまった。そういう視点からすると、単にピュアの利用というものが複数の商業施設、もしくは他のものも入れることによって人が呼び込み、または刺激をしながら商業活動が営まれる方向っていうのがあるべきだと思っていましたので、私は前回の一般質問の中でも、認知症カフェだとか、または常任委員会で視察等に行ったとき、介護予防の視点からいろんな施設だとか運動施設を町が町中の施設を利用しているという例もありまして、それは常任委員会の報告等を読んでいると思いますのでわかると思いますが、そういう意味ではピュアを単なる商業施設としてではなく、もっと多目的な町民が集まることができるというものにしなければ、空間の維持管理費というものは税金から補っていくわけですから、経費としてどうしても出ていく。そういう視点からすると、多目的な活用ということとを並行して考えていく、または昨日の一般質問の中では、2点ほど考えているというようなことがありますけれども、どういう中身かわかりませんでしたけれども、仮に1店か2店、今後入ったとしても当然、後ろ側の空間とかが空いてしまうと、やっぱり同じような結果が出てしまって、入った、また撤退したというようなことを繰り返してはいけないと思うので、その空間の利用ということを何人かの議員も質問していますし、単に商業施設にこだわるだけでなく、違

う方向性というものも考えているのかどうかをお伺いしたいと思います。

2点目は、日高管内の交通体系についてですが、私はこの問題を取り上げたのは、どうもマスコミとかから入ってくる情報からすると、JR日高線の維持復旧ということは話題にのっているんですが、私の回りの町民の方々は、日高線の維持復旧をすることが本当にいいのかっていう話や話し合いをしたり、またはグループでの討議をしたり、または私に対する町民の声なんかは、あの海岸線の日高線を復旧させるということは維持管理にも多額のお金もかかる。まして廃線を認めた町長の、ある町長の言葉ではありませんけれど、利用しないものを維持するということではできないということで、廃止を容認しバス転換という発表した町長もございましたけれども、私も日高線を復旧して維持させるということ、そしてJR北海道からは、仮に復旧したとしても町にある程度の負担をしていただきたいという金額まで提示されているとすると、我が町がその負担に耐えられることができるのかということ、とてもそのような少ない金額ではなかったもので、そのことよりも私はこういう車社会の中で交通体系が変わっていますから、国道235号線とかまたは高規格幹線道路日高自動車道をより早く、新ひだか町までもってくる。もしくは浦河方面まで持っていくことの運動を展開するほうが町民のニーズに合っているのではないかとということで、この問題を取り上げました。

また、前町長は議会の中でも、個人的な意見が中心だと思いますけれども考え方を述べていたけれども、私にすれば町民の本当の総意、町民の多くの声だろうかと疑問を持っていました。ずっと。それはきちっと町民を集めて、町民の考えを聞いた集会なり、または大会というか、そういう町民の声を聞く活動というものが、行政側が仕掛けたものっていうのが1回もなかった。

ある団体やグループが考えるっていうものが2回ほど、2つの団体はありましたけれども、やはりこの問題を考える時に町民が何を意図としているか、そのために行政がどう判断して、どう交通体系を考えるかということが私は本来だと思いますので、この質問を取り上げましたので、大野町長の考えを聞きたいと思います。

次に、認知症の人への賠償保険を町が負担してはどうかということですがけれども、私は議会の中でも認知症の問題を取り上げた経緯もありますけれども、このきっかけとなったのは認知症の人が徘徊をして列車にひかれて事故が発生したと。で、それが訴えられて裁判になって認知症の人と家族側が賠償責任を問われたと、その後の裁判で認知症の家族や本人の負担が軽くなるような判決に変わりましたが、その後やはり認知症の人が高速道路を逆走するだとか、建物に突っ込むだとか、徘徊して行方不明になるとかっていうことが社会問題になるくらい増えています。そういう視点に立った時に、認知症の人が徘徊したくてしているわけでもなければ、認知症になりたくてなっているわけでもありません。しかし、今の法律の中で行くと賠償責任を求められるということは今後、多分あると思います。訴えられた時に家族が勝てるかどうかはわかりません。この視点の中から久留米市では10月から保険料を1人当たり1,500円ですがそれを市が負担をして、市民の負担を軽くしようとすることを決めました。そういう意味では我が町においてもグループホームや特養に、認知症になっては入りたいと思ってもなかなか入れない現状があったりもします。その視点から国も含めて、認知症になったとしても在宅で暮らすという方向を打ち出しています。とすると、認知症の人が徘徊をしたり交通事故に遭ったりする、または散歩したりするときに交通事故に遭うということがありえます。その視点からしたときに、経済的理由で施設を選択することができない人たちもいて、在宅生活を選ぶという人が、現状では今

後 20 年の中では増えていくということが想定されます。その現状は新ひだか町も同じだと思います。その視点に立った時に、1,500 円の負担ではありますけれど町民が、町長の所信表明にもありましたけれども、年齢に問わず、障がいがあるなしとか、疾病があるなしに関わらず、安心して暮らせる町という視点に立てば、そういう経済的負担で困っている人たち、または訴訟が起こった時のことを考えたときに損害賠償保険というものを、久留米市と同じように考えていただけないかということ、大野町長にお聞きいたしたいと思います。

次に、施設修学資金貸付制度についてですが、これは非常に私が残念に思ったのは、私の施設で実習をしたり、アルバイトをしている高校生がいました。うちでは働きながら会議福祉士の資格を取るということで毎年行っています。平成 17 年から毎年合格者も出していますけれども、専門性をきちっと身につける、専門学校に行つて勉強したいという高校生たちがいることも事実です。しかし残念ことに、新ひだか町には修学資金制度がないために、1 人は新冠町の融資を受けて進学しました。もう 1 人は様似の制度を利用して進学しました。このことを考えた時に、他の町でもできることが、なぜ新ひだか町でできないのか、地元で資格を取ってきちっと働きたいという人が他の町へ行ってしまう。非常に残念でなりませんでした。

日高管内では、様似町のソビラ荘が 175 万円、町が月 5 万円の補助があり、2 年間で 295 万円の補助をしています。そして、返済義務免除規定があつて 5 年間働くこと返さなくていいというものであります。また、新冠町は 240 万円の制度を持っています。これは返済義務免除が 3 年です。このように専門学校を選択した高校生にとっては、この制度があるかないかによって、どこの町に就職するか、どこの町で暮らすかまで決められてしまうということがあります。昨日の関連した質問の答弁では、担当から非常に、ちょっと私にすると考え方が違うんですけども、返済義務免除が終わったら、じゃあ静内に呼ぶことができるかと言ったら、私は同じ事業者だったらそんなことはできない。せつかく資格を取らせて育てた人が 3 年、5 年終わったら違う町に移動するってことは決してあつてはならないと、私は思っています。そういう意味からすると、きちっと高校生にとつても進学の手を助ける、修学資金の貸付制度を創つて我が町に長く働いてもらうという環境を作っていくということが私は急務だということを考え、この質問をしています。また、この質問は次の最後の質問にも関連していきます。

私は、もう 15、16 年前かな、前の議会の時も専門学校の誘致について質問をした経緯がございます。その時に、私は個人的にも専門学校と会つて、専門学校の分校なり学校を開くということの話し合いをしたことがあります。その時には現状が見えていましたけれども、学生を集めるということが大変な時代なので、その学生数を維持するということが担保されなければ、分校とか専門学校を新ひだか町に作るということはなかなか難しいですよというお話でした。それで私は今回、静内農業高校に福祉科コースを設けてはという質問を今回することにしました。それはなぜかと言うと、静内農業高校の問題についても以前質問したことがありますけれども、静内農業高校では、ある年に卒業生が 1 人も農家の後を継がなかったという年がありました。実は農業高校ですが、農業に関わる後継者として残るといふ人は非常に少ないという現状があります。そういう意味では今、静内農業高校の置かれている現状は、私は職業高校に近いものだと。で、科も当初できた時から変わってきておりますし、農業科とか生活科とか、畜産科とかと言いつつも、実際には募集定員の半分近くしか集まらない。将来を考えた時には、農業高校の維持さえも大変な時代になってくるということが想定されます。何年か後になって、学校?? をどうこ

うしようとしても難しいことかもしれません。そういう意味では、道内に今、5校の高校が介護福祉士の資格を取れる科、もしくはコースを持っています。介護福祉士を取るためには3つの方法があります。私のところの会社のように、働きながら資格を取る方法と、それから介護福祉士の専門学校に行く方法、それから今日質問しています受験資格が取れる高等学校に行く3つの方法があります。実際には北海道では、通告してありますけれども置戸高校の福祉科、それから江陵高等学校福祉科、幕別にあるもの、それから函館大妻高等学校の福祉科、剣淵高等学校生活福祉系列、それから留寿都高等学校農業福祉科農業福祉コースというものです。これが我が町でも可能性があるのではと思ったのは、留寿都というところは実際にどれだけの子どもたちが学んでいるかという、多い時で10名前後、少ない時は4名とか、実に少ない人数なんです。それでも町長はやはり地元の町に残って働いてもらう人を増やすためには必要な投資だということで、このコースを設けています。ここは他の学校と違っていて、4年生という形で4年目は8か月間、施設で実習という形でやっています。他のところは科の中で実習をしたり、または受験資格を取るために卒業してから実習を取る。そして受験資格を満たすというケースもあります。そういう意味では静内農業高校であったとしても、新ひだか町は、医療系、福祉系の施設だとかが非常に多いので、ある程度協力を得ることも可能だと思います。また、現在ではないんですけれども、日高管内では平取高校で介護福祉士の資格を取れるコースを設けたことがあります。その卒業生が私の会社に入って就職をして、1年後に受験をして合格をしたという例もありました。つまり、やり方によっては普通高校であろうが、農業高校であろうが、町と学校とまたはPTAの方々が一致した考えを持って道なりに交渉することによってできている例があるんですね。まして日高管内でもあったわけですから、ぜひ介護職が不足している、不足していると言うだけではなくて、やはりこれから介護の道に進もうとしてする人たちの、そういう準備をまたは支援を行政も手伝っていくということが必要だということで、この問題についても取り上げました。ぜひ、これは単に行政だけがどうっていうものではなくて、農業高校や道の理解も得なければいけませんけれども、誰かが声を挙げなければ、なかなか進まないということもありますので、介護福祉学校の分校的なものを作るという考え方もありますが、その他の1つの方法として、静内農業高校に福祉科コースができないかということをお聞きしたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

【商工労働観光課長 山口一君登壇】

○商工労働観光課長(山口一君) おはようございます。下川議員からご質問のピュアの今後の利用の方向性についてご答弁申し上げます。

ピュアにつきましては、ご承知のとおりピュアマルシェ及びピュアカフェが本年5月2日に閉店し、100円ショップキャンドウも今月30日をもって閉店することとなり、そうした状況下において商業施設としての利用だけでなく、多目的な活用をするべきではないかということでございますが、昨年9月定例会において、下川議員に対してご答弁させていただきましたが、町としても中心商店街のにぎわい創出に向けて商業施設としての店舗入店と合わせて、施設全体の有効な利活用を進めてまいりたいという考えに変わりはありません。

そうした中、昨年11月には関係課及び関係団体ご協力のもと認知症カフェを1階フロアにて開催し、レクリエーションなど、体操など2時間ほどの利用でありましたが、主催者からは今後も

開催内容にあつては、再度活用したい旨の要望を寄せられており、店舗誘致と並行して、今後も様々な活用が図られるよう再度、庁内関係課及び団体等に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕企画課長。

**【企画課長 岩渕博司君登壇】**

○企画課長(岩渕博司君) おはようございます。下川議員の2つめのご質問でございます、日高管内の交通体系についてご答弁申し上げます。

ご質問の内容は、災害の多い海岸線を走るJR日高線の復旧よりも、国道235号や高規格幹線道路日高自動車道の整備促進を考えるべきと考えるが、町長の考えを問うというものでございます。

まず、高規格幹線道路日高自動車道についてでございますけれども、これまでも管内各町で一体となり整備促進について要望を続けておりました、本年4月には厚賀インターまで開通したことから、管内から苫小牧、札幌方面への車の移動は、より快適なものとなるほか、災害時や救急搬送の面からも管内にもたらす効果、これは大きいものと考えておりますことから、日高町村会、日高開発総合期成会としても継続して整備促進に対する要望を続けてまいりたいと考えているところでございます。

そこで、JR日高線の復旧より、これらの整備促進を考えるべきということでございますけれども、日高町村会としては幹線道路の整備促進、維持管理の要望につきましては重要な要望として継続しつつ、現状についてはJR日高線の今後について、管内7町で協議を加速し早急に結論を出すよう努めていくということが大切であるものと考えておりますので、現時点でこのような考えでございますことから、ご理解をお願いしたいとお願ひいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 角田地域包括支援センター長。

**【地域包括支援センター長 角田しのぶ君登壇】**

○地域包括支援センター長(角田しのぶ君) おはようございます。下川議員ご質問の3番目、認知症の人への損害賠償保険を町が負担してはどうかについて、ご答弁させていただきます。

2007年、在宅で暮らす認知症の方の徘徊による列車事故において、家族に対して損害賠償請求がなされたことが新聞等に報道され、全国的に大きな社会問題となりました。そんな背景の中で個人賠償保険が各保険会社により設立されております。議員のご指摘のとおり当町におきましても高齢化が進む中、認知症を持ちながらもご自宅で暮らしている方は一定数いらっしゃいます。認知症対策につきましては、地域包括ケアシステムの一環として、平成28年度より配置されました認知症地域支援推進員を中心に、認知症の予防や早期発見はもとより、認知症になってもできる限り希望する生活ができるために、町内の医療、介護の関係者と連携し情報の共有を図りながら、認知症の方の様態に応じた適切なサービスの提供であったり、サービスを積極的に、積極的に活用を進めて、また認知症の方を見守る環境整備として、認知症サポーターの養成や町内の事業所と見守り協定の締結を進め、地域の中で認知症の方を見守っていくことに重点を置いております。本人保険の町負担ということではありますが、地域包括ケアシステムの、システム推進におきましては、自助、互助、共助、公助による取組が重要とされており、行政の税負担による公助

は、自助、互助、共助で対応できないことに対して、最終的に保障を行うべき社会保険制度であり、損害賠償保険は相互扶助として被保険者による相互の負担により成り立つものと考えますので、町による負担ではなく、あくまでも擁護者であるご家族にご負担をいただく性質のものであると認識しているところでございます。

しかしながら、高齢化が進む中、認知症の増加は避けられぬ課題であります。この損害賠償保険の制度につきましては、町内民間事業所のケアマネージャーと連携のうえ、必要とされる方への周知を図るとともに、さらには不安を抱えて介護されているご家族に対し、見守り体制の整備により徘徊による事故等を未然に防ぐための支援として、昨年度から実施している集落単位による徘徊等の模擬訓練等によって互助による地域づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

【健康推進課長 上田賢朗君登壇】

○健康推進課長(上田賢朗君) おはようございます。私からは大きな4つ目、施設修学資金貸付資金が必要について、ご答弁申し上げます。

少子高齢化が急速に進む中、介護人材の慢性的な不足は全道、全国的な問題となっておりまして、新ひだか町においても深刻な状況であることは認識しているところでございます。特に介護福祉士の資格取得については、養成施設などもしくは一定以上の実務経験を経たうえで研修受講が必須とされていることから、その資格取得のハードルは高いものとなっております。下川議員のご指摘のとおり募集に対し応募がなかなか得られない現状にあると推察いたします。しかしながら、医療系資格は養成校による履修が必須となっているのに対し、介護福祉士は実務経験を積んで資格取得が得られるルールがございますので、介護初任者研修や実務者研修を受講し現場にて活躍されながら資格取得のスキルアップに取り組まれている方も多く、大変心強く感じております。そのような地域にある人材の後押しをすべく、平成24年度より、福祉人材支援事業により、資格取得への支援を実施してございまして、平成29年度の実績では介護福祉士3名、実務者研修10名、初任者研修6名、介護支援専門員1名に、資格取得に際し助成してございまして、20名中17名の方が町内で介護関係にて就労しており、残り3名のうち1名が無職、1名は一般企業、1名が町外の介護関係の就労といった状況にございまして、町内の介護現場での人材育成に対し少なからず寄与しているものと認識しているところでございます。

このようなことから、先日の建部議員の一般質問でもご答弁申し上げましたが、北海道社会福祉協議会などの貸付制度や奨学金制度の周知など、情報発信に努めるとともに、地域包括ケア推進会議などの場において、福祉人材の確保対策を図るとともに、介護職を目指す若者のすそ野を広げるための取組を推進し、介護に従事する方々が地域に根付くための環境整備を研究してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

【管理課長 片山孝彦君登壇】

○管理課長(片山孝彦君) おはようございます。下川議員のご質問の大きな5点目、静内農業高校に福祉科コースを設けてはについて、ご答弁申し上げます。

静内農業高等学校につきましては、生産科学科では全国の高等学校で唯一、軽種馬生産学習を

正規のカリキュラムに取り入れるなど特色ある教育活動を実践しており、町といたしましても同校に対する支援制度を拡充をしてきているところであり、今後も継続して様々な支援を行っていく必要があると考えています。議員からご質問の、福祉科コースを設けることにつきましては、農業高校にお聞きしたところ、福祉科コースの開設自体は人材育成や生徒の確保の面からもよい発想であると思われませんが、実際には教育課程の編成や福祉教育を担当する教員の確保などの面において非常にハードルが高く開設は極めて困難であり、道内各市町村からも高校に福祉科を開設することについての要望が北海道教育委員会へあがっているものの、北海道教育委員会は対応できないと回答しているとのことでありました。このような状況から、現時点においては静内農業高校に福祉科コースを設けることは極めて難しい状況であると考えているところでございます。

以上、ご答弁といたします。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 何点か再質問をします。まず1点目は、ピュアの今後の利用についてですが、認知症カフェをやったということが先ほど答弁でありましたけれども、所管がちょっと変わりましたけれども、私はもっともっと認知症カフェというのを町内に増やすことによって、介護予防にもなりますし、高齢者が外に出る機会にもなりますから、もっともっと広げるべきだと思うんですね。ピュアの方向性としては空いているスペースをとというような答弁をいただきましたけれども、仮に商店が入らないとして、または入るまでにおいても認知症カフェのようなものを積極的に展開して、当然、商業施設や商店が募集して入るっていったときには、その事業を中止すればいいわけですから、今各地で行われている認知症カフェも、別に毎日やっているわけではありませんので、そのように仕掛けていくということによって、人が溜まれるんだなどということによる商店の導入にもなるかもしれませんから、この商店が入らないにかかわらず積極的に、これ例えばの例ですけれど認知症カフェのようなものをするべきではありませんか。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一三君) 壇上から、昨年11月に開催したことを報告させていただいたんですけど、やはりその後、店舗の方が入店して、だんだんスペースがなくなっていった問題、さらには11月の開催だったんですけども、ちょっと食料品関係を販売している店舗が入っている関係で室温を低く設定しなければならない。カフェの内容的に体操とかがあったんですけども、冬季間での利用はなかなか寒いといったご意見も寄せられております。現在、議員からの指摘があったとおり、空きスペースを先ほども壇上からもそう仕上げましたけれども、認知症カフェに限らず、もう少し細かなルール作りが必要なのかなと思いますけれども、様々な活用が図られて、それで中心商店街の賑わい、さらには実際テナントに入っている店舗さんへの波及効果等も得られると思っておりますので、活用を進めたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) それとピュアの常任委員会に出された資料を読ませてもらいましたが、実はピュアを撤退するという話は、これは私が個人的な話ですけど、もっとずっと早くに聞いていたんですね。そういう意味では、何か、ある日突然こう、言われたみたいな状況の常任委員会への時系列の報告書ではあったんですけども、もっと早い時点からピュアが、例えばマルシェが日曜日やらなくなったってというような時点から、今後の、例えば1年後、2年後の方向ということがある程度、話し合いの中に出てこなかったのか、その経緯についてちょっとお願いしま

す。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 経緯についてでございますが、何度か事業者側との協議の場で、経営状態等については、状況はこういうことだということは、お話は聞いておりました。ただ実際、閉店だとか、撤退だとか、そういった議論というのは、議論というか報告等もなかった状況で、本年4月に突如、私どもの方にも報告が寄せられたといった状況にあります。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 今後募集して、仮にピュアに商店が入ったとしてもね、入ったからもう知らないよではなくてね、やはり入った商店が継続してできるような環境づくり、どんどん違う店も入れてくってという方向を作らなければ、また同じことになる可能性もありますよね。そういう意味では、入ったから終わりではなくて、入った商業者とも困っていることがないのか、またはどんな希望がありますかと、または継続してやれますかというような、そういうこう、相談、まあ相談業務っていうか、きちっとしながら食料品店が入ったりしたとしたなら、違うこんな店があったら本当は助かりますよねとか、いろんな業者との担当課としての話し合い、私は必要だと思うんですね。実はピュアマルシェが撤退したいという話は、もう私は、この発表になる半年も前に聞いていましたよ。ということは事業者にとっては、いろんなやはり経営していくなかで大変な目にも遭っていますし、実際、私たちが買い物に行ってもなかなか、そう賑わっているように見えなければ、こりゃ経営的にも大変だなと思いましたし、後ろから入って行ったら店あるのかって思うぐらいさびしいような状況でしたからね。そういう意味では、町民として入っても、なんか大丈夫かな、この店もつのかなって言われるぐらいな状況のときもありましたから、事前に話し合いなんかをもっとあるべきかなと思いますので、これは今後のことですので、今度また交渉して入ったときには、入ったから終わりではなくて、継続できるような環境づくりのために、または空間が無駄な空間にならないように、ぜひ一緒になって考えていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。日高管内の交通体系については、私は町村会とかの話し合いの流れを聞いていても、私は町長というのは、町民の声の代表者だと思うんですね。町民の意向等をときちっと代弁していく、その視点に立つべきなんですけど、町民の多くの町民の考えと違うことが町村会で話し合われていくっていうように、私の回りの町民はとっている人が多いんですね。そういう意味では、例えばJR日高線の問題についても復旧させるべきか、例えばですけれどバス転換させるべきか、どうすべきかということをやはり町が、他の団体がやるのは自由ですから、しかし町長の考え方として町民の声をきちっと聞いていく、それは議員を通して聞くっていうのもその一つですけど、直接聞く集会とかを設けていくっていうことも、私は必要かなと思うんですけど、町長、その辺のお考えはありませんか。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 町民の声、町長も4月に就任して、池田議員さんのご質問にも答えていて、いろんな会合等に積極的に出られています。そういう中で、いろんな話を町長も聞いて、現状、今、町村会の方の協議の中でも、この11月程度を目途にして、ある程度、日高町村会のスタンスを決めていきたいというような状況になっておりますので、今後そういう場面が出てくるかもしれませんけれども、そういう状況の中でいろんな機会をとらえて町民の声を聞いていく、



議会の声も聞いていく、そういうことを基に、町長もその町村会の会議の中でいろいろな発言を今後していくというふうに考えておりますので、現状としては今、町が主導で町民の声を聞く集会だとかっていうのを設けるといふ考えは持ってございませんけれども、そういう考え方をたいしながら、今後協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 日高の交通体系だから、通告の範囲内なんですけど、細かい書き方はしなかったんですけど、もう1点は、これも私は何回か一般質問で取り上げてますけれど、目名のところの橋の渡ったあの道路の件ですけども、せっかく災害が起きた時に御園橋や、交通体系だからいいんじゃないの。235号線にもつながってるんだよ。町道にもつながってるんだよ。

○議長(福島尚人君) 通告に外れてはいますのではい。

○6番(下川孝志君) そうかい、そう思って交通体系って入れたんだけど。じゃあだめですか。私は議長の指示に従いますけれど。じゃあ違う視点から行きますけれども、私はどうしても、ある団体、グループがやるだけでなく、町が主催する集会が必要だと思うのは、自治会等の懇談会とか、地域懇談会の集まりが、もっといっぱい集まってくれて喧々諤々、何やっているんだっていうぐらいやられたという報告がいっぱいあればいいんですけど、なかなか集まりも実際には少なく、本当にこれが町民の声を集約していけるかということ、ちょっと疑問なんです。そういう意味では、地区懇談会等で開くたびに、こういう問題って聞いているものなのか、出てるものなのか、そのへんどうですか。私の認識としては、あまり活発にそういう問題が地区懇を通して町民の声を拾えているとは思えないんですが、その経緯はどうでしょうか。

○議長(福島尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂将樹君) まちづくり懇談会、この機会を捉えてですね、いろんな状況等々、これまでも町の方からこんな状況になっている、管内の町長会議ではこんな協議もしているっていうお話をさせていただいております。ただ、その中でJR日高線に関していろんなご意見いただいている部分もありますけれども、その中でも、今、下川議員が言われたとおり喧々諤々となるような論議というところまでは至ってはおりません。町民の中で自分たちは、自分はこう考えるけれどもっていうようなご意見は何ってはいます。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) この質問については最後にしますけど、私はやはり町民の声を拾うという意味では、自治会もそうですけど、じゃあ自治会の集まりに自治会の人たちがどれだけ集まるかということ、そう集まってくれるとは思えませんし、よく今、他の町ではやっていますけれど、例えば交通問題を考えるったら、中学生や通学に使っている高校生に直接聞いてみましょうとか、いろんなそういう声の集め方がありますよね。そういう意味ではそれなりの町の答えを出していくときに、今後は、例えば通学している高校生たちから直接聞く機会を作るだとか、または通院とかで通っている人たち、鉄道がなければ通えないんだっていう人たちの声をきちっと拾うとかね、そういうようなぜひ活動は全体の大きな集会だけやれということだけでなく、やりたくなかったらそれはそれでいいですけども、そういう違う方法というものをとって、ある結論出すときに町民の広くいろんな人たちの声をきちっと確認してますよっていう答えを出して頂きたいと思いますので、ここはそこのところお願いをしておきます。

次に入りますけれども、認知症の人の問題は先ほどの答弁を頂きましたけれども、私はあの答弁で、町民の方々の不安や、当事者や介護している家族の人たちが安心するかということそうではないと思うんですね。というのは、多分、町長も聞いてはいると思いますけど、私たちがいろんな地域の人たちとの、介護している人や施設や病院の人たちとの実態の話を聞きますと、我が町、日高管内含めて我が町も低所得者の方々が非常に多くて、これ以上、介護保険料が高くなっても困るし、自己負担していくってことがなかなか難しいって声が強いです。それと先ほど認知症サポーター養成講座の話をしましたけども、昨年どんなことが起きたかっていうと、徘徊したら、警察のパトカーが来て発見したっていうか、まあ発見したと。したら家族は何て言われたかっていうと、こんな認知症の人、なんで在宅においておくんだと。病院に入れるか施設に入れろって言われたって。私のところに泣いて電話をいただきましたよ。私は警察の人に、認知症についてサポーター養成講座というのがあるから警察官も受けてくれと、このようなことがあっては安心して散歩もできない。徘徊もできない。そっちはプロだから、徘徊って目的行動なのでそれなりの理由があって出るわけですよ、ましてなかなか止めることが難しい。寄り添って散歩したりね、徘徊したりってこともありますし、ちょっと目を逸らした隙に行方不明になったり、家にいたはずなのに徘徊して、勤めている介護者、呼び戻されたってという例もあつたりします。そういう意味ではもっともっとサポーター養成講座というものを広げなければ、実際には損害賠償事件になるってことは今後起きてきますよ。大変な問題なると思うんですね。そういう意味では、この損害賠償、まあ個人的なものってのは、やられている市町村の方が少ないですから、久留米みたいな市も珍しいですけども、共通の課題を持っていますので、この保険に頼らなくてもいいだけの、私の町はやれますよということからすれば、認知症サポーター養成講座はもっともっと数多くやらなければいけないと思いますし、ここにいる職員の方々もどんだけ受けてるかはわかりませんが、保険を負担することが個人だと言うのであれば、それに頼らなくてもできるサポーター養成講座とか、または自治会がいろんな居場所づくりをやったりしてる自治会もありますよ。ところが実際には先日も会議でありましたけど、自治会間の温度差がすごく大きいんですね、一生懸命やる自治会と自分たちの自治会は高齢者集団になって人の面倒なんて見ていられないって自治会もあつたりする。そういう意味では、地域差、自治会差がすごく大きいんですね、うちの町は。そういう意味では、この保険がちょっとそれは個人だと言うのであれば、それに100パーセント補えとは言いませんけれども、もっと積極的に取り組む姿勢ってありますか、考え方は。

○議長(福嶋尚人君) 角田地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長(角田しのぶ君) 今、まさにおっしゃっていただいたとおり、保険に頼らなくても今、先ほど壇上で答弁させて頂いたことの繰り返しになるんですけども、徘徊が全て悪いのではなくて、徘徊による事故等ですね、そういうことを未然に防ぐということの体制を作るということが一番力を入れなくてはいけないことだと思っておりますので、サポーター養成講習をもちろんですけど、警察も含めですけども、関係団体、関係者の理解、認知症に対する理解を暖かく、認知症の方を悪者にしないような地域というか、町の体制を作っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) その点については頑張って、期待しておりますので、次に入りたいと思いま

す。

修学資金の問題ですけども、実際に介護をしている人たち、どういう状況があるかという、まあこの中にもいますけども、保険者からは質を上げろと言われてますよ、事業者は。質を上げたり、加算をもしくは取るには何かあったら、資格っていうもの基準になってくるところがありますよ、数字的にね。そうすると実際には高齢化であり、介護の重度化でありという中では、非常に高い専門性が求められます。その中では実務者研修を受けるだけでは足りるものではありません。例えば 100 人いたら、まあ半分は実務者研修受けた人たちだとしても、やはり今の状況からすると半分は介護福祉士の資格を持っていないと、プロとしてやはり町民の方々から評価されませんし、いろんな合併症持っている人がいたりもしますので知識としてはもっと必要がある。実際に医療行為をするということではなくてね、そういう意味では、やはりこれから、そういう介護の世界に入って行く人たちが、きちっと会議福祉士の資格を取っていくことに対する支援というのは、私は絶対必要だと思うんですね。そういう意味では、大学へ行ったり医者になったりするだけのものではなくて、やっぱり介護社会と言われるぐらい今、社会は変わってきていますし、在宅にそういう人たちが増えていくという傾向も、だいたい 20、30 年は続くと言われていていますので、そういう視点からすると様似町や新冠町が実際に行われているわけですから、新ひだか町も同じ中部地区として、きちっとしたものを制度として、もっていくということが私は絶対必要だと思うんですね。社会福祉協議会のやっているものとは中身が違いますので、やはり独自のものをやはり持つべきだと思います。なぜ、うちの町はそれができないんですか。もう一度お願いします。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 議員おっしゃるのは、もっともなことだと思います。私が言っている社会、道の社会福祉協議会の貸付の件ですけれども、年間、昨年度の実績でいったときに、159 件の貸付があるというふうなことを確認しました。この中で当町の町民がじゃあ何人使っているのかと聞いたときに、確認できる件数はありませんというふうなことで返答がございました。というのは、そういった制度を知らなかったのかなというの也有ります。こちらの制度はどこの町ということではなくて、道内のそういう施設で従事するのであれば全然、返還の義務はございませんので、そういった他に使える制度があるのであれば、まずそちらの方を使っていたきたいというふうに考えてございます。昨日も申し上げたんですが、施設自体、確かに有資格者が必要だと思います。ただ現場としては有資格者のみではなくて無資格の方も、当然必要だというふうに思っておりますので、今後ですね、そういった町内にいる、資格を持っているんだけど従事していない方、そういった方の掘り起しに努めたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6 番、下川君。

○6 番(下川孝志君) 資格がない人も資格がある人もチームでやるわけですから、それ否定しているわけではないんですよ。ところが、担当課は私たちが指導する時に、質を上げれと言う時の基準が、どうしても看護師が、じゃあ何パーセントいますかっていう比較の仕方もあるんですよ。そういう意味では、社会福祉協議会でやっているのは全道のものだから。でも、我が町が必要だというのは、実際に同じ介護福祉士の資格を取って、その道で働こうとする我が町の高校生が新冠行ったり、様似行ったりするわけですよ。我が町の制度があつたら、多分その子は資格を取って、うちの町へ戻ってきて、きっと働いてくれるんでしょう。そういう人たちを逃がしちゃった

わけですから、今年と去年と。だからそういう意味では、やはり他の町でも社会福祉協議会の宣伝も足りないし、あの内容ではちょっと地元の雇用につながっていないので、ほとんど役に立っていないんですが、昨日の質問にもありましたけれども、特養だけでなくグループホームであろうがデイサービスであろうが、全町的に全施設的に人は不足していますよ。去年は保険者が余分な施設を認めたばかりに実際に大変な混乱が起きていますよ。職員は引き抜きとは言いませんよ、でも実際には1か月前に通告すれば辞められるわけですから、ある3つのホームでは5人単位で職員が移動している。

○議長(福島尚人君) 下川君、ちょっと今、質問の途中、申し訳ないんですけど、先ほど、**私たち**という言葉使いましたので、**私たち**というのはちょっと適切な言葉ではありませんので、それについては訂正していただきたいのと、一般質問で、まあ要望ならいいんですけども、ちょっとね一般質問でいうのは、ちょっと今、下川さんのおっしゃったことは一般質問でなくて意見に近いことを述べられておりますので、それを考察してですね続けてください。まず、**私たち**という言葉をですね削除してよろしいでしょうか。私たちという言葉を使ったんですよ。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) **それは議長の言うとおりの訂正をいたします。**

○議長(福島尚人君) あと質問なら質問で続けて頂きたいのと、要望なら要望で簡単にさせていただきたいということですね。

○6番(下川孝志君) ではもう一度、短く聞きます。新冠町と様似町がやっているわけです。もちろん成果が上がってますし、北海道の何、資料はそっちに置いてきたけど、何市町村かは別として175万円の修学資金制度を設けている市町村っていうのはいっぱいありますよ。日高は少ない方ですよ、2つの町しかやっていないわけです。ですから我が町の資格者を増やし介護職不足に対応するものとして、我が町ができることだと思うんですが、もう一度お願いします。できない理由があるはず。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 同じような答弁になってしまうかもしれないんですが、実際に道社協でやっている貸付制度、うちの町民が利用している。で、それが何人も利用していて、これ以上利用ができないというような状況であれば、何か検討しなければならないと思うんですが、1人も利用していないという状況がございますので、もっとそういった制度の周知を図っていくことが先ではないかなと考えてございます。その他にも、当町で福祉人材育成支援事業というのがございまして、そういうもので資格を取得していくというふうなものは援助してございます。なので、そういった今ある制度を活用しながらやっていきたいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(福島尚人君) 下川君、まだ質問時間かかります。

○6番(下川孝志君) いや、あと5分にするから。

○議長(福島尚人君) 5分で終わりますか、じゃあどうぞ。

○6番(下川孝志君) じゃあ、あと5分でやめますけども、修学資金の制度はまた社協は社協に質問しますし、組織としても勉強しますし、またやりたいと思います。最後に農業高校のことですが、私は、一部農業高校も認めた部分ありますけども、その教員を集めることっていうのは、私はそんなに難しいことだとは思わないんですね。平取高校でもできたんですよ。留寿都でもでき

ているんですよ、って言うことは、教員っていうのは全部、札幌から呼ぶだけでなく、自分の町の科目によってはできるだけ地元の人に講師をしてもらって、足りない部分を来てもらうっていう形ではないらしいんですよ。そういう意味では、将来のうちの、だいたい管内で 60 名前後の人たちが地元で働きたいって残ってくわけですし、その中にも介護で働きたいという人もいるわけですから、私はそれができない理由が、教官が足りないからというのが、ちょっと違うと思うんですけど、その介護の教官の部分のデータっていうのは、どんな形でやられているかっていうのは持っているんでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 今、そのデータの部分については持っているわけではございませんが、先ほど壇上で答弁させていただいた理由の一つとして、教育課程の編成だとか教員の確保ということをお願いしたけれども、これについては道立高校、置戸高校を例としましたが、道立高校、唯一の道立高校ということで、道の教育委員会の考え方というものも確認しております。ちょっとその点でお答えしたいと思うんですが、道立高校で福祉に関する学科のことについては、本年 3 月に道の方で、これからの高校づくりに関する指針というものを策定しております。その中で福祉科の新設予定はない、現状の 8 を基本とするという決定をされているようで、それを基に農業高校もそういう認識であり、道の教育委員会もそういう回答であったということが一つあります。それで現在、教員の配置等についても厳しいということがありながらも、このへんについては平成 19 年に関係法令が改正され、置戸高校ですけれども、受験資格取得に必要な単位数の大幅な増加に対応した教育課程の編成や教員配置を行っており、長期休業中も実習を行うなど、生徒や教員の負担が増しているということがあります。また、置戸高校の今年度の入学者数は 10 名であり、定数を充足していない状況が続いていると、こういった中で、道について、道の考え方としては、現状の介護福祉士養成施設として必要な教員を適切に配置するよう取り組んでいくことで続けていきたいということですし、それでなお、書があるんですけど、なおということで、総合学科等を設置している学校、近隣で言いますと浦河高等学校になりますけれども、その中では系列やコースを設定するなどして地域と連携しながら、介護職員初任者研修、これは旧ホームヘルパー 2 級を習得可能としており、介護や福祉に関する生徒の学習ニーズに対応するとともに地域において求められる人材育成に努めているということで、回答得ているものですから、一応、道立高校ということなもので、教育委員会としては、こういう答弁しかできないということでご理解いただきたいと思います。

○6 番(下川孝志君) 5 分が来ましたからこれでやめますけれども、当然、うちの町だけの問題ではありませんので、道議を通したり、他の町村と話し合ったり、農業高校とも話し合ったりしたりしながら、またはその道が開けるようになるように努力しますけれども、また今後、町側が何も勉強しないっていうんでなくて、いっしょに勉強したいと思いますので、これについてもよろしくお願いして終わりたいと思います。

議長、忠告ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10 分程度休憩いたします。

休憩 午前 10 時 38 分

---

再開 午前 10 時 51 分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、北道君。

○5番(北道健一君) それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。質問は3点ございます。

質問事項の一つ目ですが、三石地区内の町道と道道の交換見通しとそれまでの維持管理についてでございます。この質問は平成27年6月に一般質問いたしました。再度質問させていただきます。

荻伏と三石西端を結ぶ路線で、町道本桐下美野和線から蓬栄豊岡を經由した西端までの町道4路線の道道昇格と道道と町道交換につきましては、北海道と町が協議されて平成21年度に道道昇格路線として採択されております。交換予定の町道は現在、舗装の部分補修を行っておりますが、相当傷んできております。そこで、交換見通し交換までの舗装維持管理について、次の通り伺います。

(1)現時点の道道昇格に向けた交換要件等の整備、事務処理手続きの進行状況について伺います。

(2)道道の昇格路線と現道道と町道との交換時期について伺います。

(3)道道昇格路線交換までの間、現町道の傷んだ舗装補修管理について伺います。

次に質問事項の二つ目は、町道の維持管理と補修計画についてです。

町道の維持管理補修については、町道の保有総延長に対して地方交付税が交付されており、その財源で町は計画的な道路維持管理と補修、改修を行うと思っております。しかしながら、町道本町本桐線の三石蓬栄、坂本タダオ氏地先から東蓬菜の中野イワオ氏地先までの舗装は、冬季間の凍結が影響して補修が間に合わない状況にあります。そこで、次の事項について町の考えを伺います。

(1)現在、この間の一部区間は、社会資本整備総合交付金事業の認可で改良舗装工事を進めておりますが、いつまでに完成するのか伺います。

(2)改良工事前のこの間の道路について、冬季凍結等に伴う舗装補修はどのような判断で実施しているのか伺います。

質問事項の三つ目は、町職員に対する賃貸借契約に基づく住宅手当の支給状況についてでございます。

現在、札幌市の住宅手当不正受給に伴う返還や改善策が新聞等で発表されております。また全道的に各市町村でも不正受給がないかの点検や支給内容の改善が行われております。そこで当町の職員に対する住宅手当の支給状況について伺います。

(1)本町の職員に対する住宅手当の支給基準について、伺います。

(2)住宅手当の不正受給がないか点検されたか、伺います。

(3)今後、住宅手当の賃貸借契約による支給基準等の見直しを考えているか、伺います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 田中建設課長。

【建設課長 田中伸幸君登壇】

○建設課長(田中伸幸君) 北道議員からご質問の大きな項目1、三石地区内の町道と道道の交換見通しと、それまでの維持管理についてと、大きな項目2、町道の維持管理と補修計画についてを私のほうから答弁申し上げます。

最初に大きな項目1の1点目、現時点の道道昇格に向けた交換要件等の整備、事務処理手続の進行状況についてでございますが、道道との交換により町道を道道に昇格させようとする予定

路線は、浦河町荻伏と新ひだか町三石西端を結ぶ路線で、町道下美野和線、蓬栄本桐線、富沢蓬栄線、豊岡西端線の4路線であり、総延長約14キロメートルとなっております。

昭和57年に発生した浦河沖地震による被災以降、国道235号の迂回路としての交通量の増加を受け、平成17年度から現在の北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部へ継続的に要望し、平成22年1月8日付で道道静内浦河線との交換による道道昇格路線として採択されており、室蘭建設管理部との協議調整を進めているところであります。

道道昇格に向けて必要な要件としては、道路台帳図の作成、未処理用地の整理、道路敷地の境界石標示の埋設、道路敷地内に存在する工作物などの占有物件の処理、道路区域の認定と廃止になりますが、平成21年度から平成25年度までに道路台帳図の作成、道路敷地の境界石標の埋設、道路敷地内に存在する工作物などの占有物件の調査を実施しております。また、現在の道道用地内を含め、未処理用地となっていた道路用地につきましては、平成23年度から平成25年度までの3カ年に及ぶ調査と地権者との交渉を得まして、法定相続人が外国人であり特定できないものなど2件を除き、土地開発基金により土地を取得しており、22件の整理を終了しているところであります。

進捗状況といたしましては、これまで関係者49名のうち43名に対して一定の説明に伺っており、占有物件の移設または撤去や道路占有許可申請済みの方が12名、移設または撤去を予定されている方が8名、移設または撤去と道路占有許可のどちらかを検討されている方が7名、対処方法につきまして協議中である方が17名、失礼しました17名となっております。検討中の方を含め、おおむね方向性が決まっている方が27名ですので、半分以上の方に課ご理解いただいているところですが、今後は方向性が定まっていない22名の方に対して精力的に協議を行い、できる限り早い時期に整理をしたいと考えております。

続きまして2点目、町道の道道昇格路線と現道道の町道との交換時期についてでございますが、室蘭建設管理部とは平成30年3月29日に進捗状況の報告や引き続きの手続方法などについて打ち合わせを行っているところですが、4路線一括で交換するのではなく道道との交差のある各路線単位で交換が可能であることを確認しているところであります。室蘭建設管理部との協議が必要となりますが、昇格路線内の東側については、接道する浦河町の町道荻伏梟舞線と同時に手続が必要となり、西側については当町単独の手続になりますことから、早く交換手続を進めるために、東側、西側どちらか道路占有物件の処理などが終了した路線から、交換手続に入ることも視野にいて考えているところです。現在のところ、道路占有物件の処理は相手があることでありますことから、いつまでに整理できるかを申し上げることができない状況でありますので、交換時期を明確にすることはできませんが、各関係者のところへ何度も足を運びご理解いただけるまで根気よく協議を続け、少しでも早く交換手続が進められるよう努力してまいりますのでご理解をお願いします。

続きまして3点目、道道昇格路線交換まで町道の傷んだ舗装補修管理についてでございますが、道道昇格路線については、災害時における緊急輸送ルートであります国道235号の迂回路線になりますことと、浦河町や十勝方面へ続く重要な幹線道路となっている路線であります。4路線の内、特に東側の本桐下美野和線と蓬栄本桐線の2路線については、比較的地盤が悪く凍害や大型車両の交通の影響により路面の損傷等が進行しており、道路交通に危険と判断された箇所につきましては、町職員による応急処置や道路の維持管理業務の契約をしている業者による補修により

対応しているところです。補修の方法は、ポットホールなど局地的な補修が主体となっておりますが、連続して発生している場合には、ある程度長いスパンで舗装補修する方法も実施しており、これからも道路交通の安全管理として、巡回パトロールを強化しながら危険箇所の早期発見と早期対応に努め、事故防止を図ることとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に大きな項目 2、町道の維持管理と補修計画についてご答弁申し上げます。

最初に 1 点目、現在、この一部区間は社会資本整備総合交付金事業の認可で改良舗装を進めていますがいつまでに完了するかについて答弁申し上げます。ご質問のありました三石蓬栄から三石東蓬栄までの町道につきましては、国道 235 号と交差、交差点を起点として、JR 日高線蓬栄駅付近の Y 字交差点までが本町本桐線、Y 字交差点から坂本タダオ地先の路線は蓬栄本桐線となっております。この 2 路線については、昭和 54 年度から昭和 61 年度までの間に、改良舗装工事が実施されておりますが、工事終了から約 30 年以上が経過しており、道路の老朽化による故障のひび割れやわだちの発生、また道路の配水施設が整備されていないため、雨水が舗装に浸透し冬期間においては道路が凍上することにより、路面に窪みや段差などが発生し、走行車両に対して危険な状況となっております。これらを解消するため、平成 18 年度から 22 年度には、当時の国土交通省の交付金事業でありました、地方道路整備交付金事業を活用し、国道交差点から約 500 メーター区間において改良舗装を実施しております。その後、平成 24 年度からは、継続し平成 22 年度完了箇所から蓬栄新橋交差点までの区間 1,410 メートルについて、社会資本整備総合交付金の認可を得て事業を進めております。現在実施しております改良舗装工事は平成 24 年に用地測量、実施設計、用地買収等の一部を実施し、平成 25 年度から本工事に着手し、平成 29 年度までに約 560 メートルが完了しております。平成 30 年度の事業内容といたしましては、1,170 平方メートルの用地買収のみとなっておりますが、これによりすべての用地買収が完了することとなり、平成 34 年度の完成を目指して事業を順次進めてまいりたいと考えておりますので、道路を利用している住民の皆様には大変ご迷惑おかけしておりますが、ご理解を願いたいと思います。

次に 2 点目、改良工事前のこの間の道路について、冬季凍結に伴う舗装補修はどのような判断で実施しているかについてご答弁申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業の実施期間のうち、未着手の区間や計画区間外について、職員や委託業者による巡回パトロールにより、舗装のクラックや破損状況を確認し、特にポットホールなどの走行車両に損傷を与える可能性の高い箇所から順次、局部的な対応となりますが舗装補修を実施しております。ご質問のありました路線につきましては、特に冬期間の凍結後の凍結融解時に発生する舗装の損傷が著しいため、融雪季においては巡回パトロールの頻度を上げ、損傷状況を把握するように努めておりますのでご理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

【総務課長 藤沢克彦君登壇】

○総務課長(藤沢克彦君) ご質問の 3 点目、町職員に対する賃貸借契約に基づく住宅手当の支給状況について、ご答弁申し上げます。

1 点目の、本町職員に対する住宅手当の支給基準についてでございますが、条例等では住居手当と表現されておりますので住居手当と答弁させていただきます。

住居手当につきましては、新ひだか町職員の給与に関する条例第 18 条の規定に基づき支給をし



ておりますが、住居手当が支給される要件は3点ございまして、みずから居住するため住宅を借り受け、家賃が月額1万2,000円を超える場合に家賃額に応じて計算し、2万7,000円を上限といたしまして支給しております。また、持ち家に住んでいる職員に対しましても月額1万円を支給しております。職員が住宅の所有者であることが条件となっております。もう1点は、単身赴任手当を支給されている職員で残った配偶者が居住するための住宅を借り受ける場合についても支給をしております。これ以外の職員住宅に住んでいる場合、職員以外の者が賃貸借契約をしている場合、親族が所有している住宅に間借りしている場合などは住居手当の支給対象とはなってございません。

2件目の住居手当の不正受給がないかの点検についてでございますが、新ひだか町職員の給与の支給に関する規則第10条に、住居手当の支給を受けている職員が支給要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものと規定されております。当該調査につきましては、不定期に実施しているところでございますが、このたびの札幌市において住居手当の不正受給問題が発生し報道がなされてることから、理事者の指示により再点検の意味合いも含めまして、現在、賃貸借による住居手当の支給を受けている全職員に対して調査を実施しているところでございまして、現在、詳細な取りまとめを行なっている途中でございまして、不正受給に当たる事案は見受けられてはおりません。

3点目の賃貸借契約に係る住居手当の支給基準等の見直しについてでございますが、本町の給与制度につきましては、原則として国行に準拠して住居手当の支給を行なっておりまして、国の給与制度の改正が予定されておりませんので、現在のところは賃貸借契約に基づく支給基準等の見直しにつきましては考えておりません。しかしながら、札幌市や他の市町村においても、不正受給や不適切な事務処理が報道されていることから、職員本人やその家族に異動があった場合など、住居手当だけでなく届け出漏れが発生しないよう、改めて全職員に周知徹底するとともに、先にご説明いたしました新ひだか町職員の給与の支給に関する規則第10条に基づく支給要件調査につきましても適宜実施し、適正な住居手当等の支給となるよう、今後も要件調査の手法等の見直しも含め、厳格に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 質問に答弁をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、三石地区内の町道と道道の効果見通しとそれまでの維持管理についての再質問ですが、平成22年1月の道道昇格路線に採択後、平成25年までに道路用地は2件を除き22件の土地取得整理が終わっているが、占有物件の地権者の交渉については、49名中27名は方向性が決まっているが、まだ22名の方が決まっていないという答弁でした。また、交換時期について、交換町道4路線一括交換でなく、道道との交差がある路線、浦河もしくは西端の方になりますけれども、単位で道路占有処理が終了した路線から交換手続きに入りたいが、交換時期は明確にできないとの答弁でありました。

それで質問ですが、計画的に交換時期を見定めて要件整備に取り組んでいるか、お聞きをしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 交換時期につきましては、現時点では具体的にはお答えできませんが、今年度から担当する参事を決めて、問題解決に向けてグループ全体で積極的に取り組む環境を整

えました。また、定期的に課内会議を実施し他の懸案事項も含めて、進捗状況を確認しながら、要件整備に向けて積極的に取り組んでおりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 27年に質問して、その以降担当が代わったり、異動があったものですから、誰がこの案件を引き継ぎされているのかわからなかったわけですが、今年度から担当参事を決めて要件整備に向けて積極的に取り組むということですので、早く交換できるように事務整備を進めていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、道道と町道の交換に向けて。

○議長(福島尚人君) 北道君、すみません。質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩して、1時再開したいと思うんですけど、よろしいですか。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時14分

---

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、一般質問を継続いたします。

5番、北道君。

○5番(北道健一君) 再質問を続けさせていただきます。

道道と町道交換に向けて、道の担当部署とですね情報交換等を行なっているか、再度お聞きします。

○議長(福島尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 壇上でのご答弁で、3月29日に打ち合わせを行ったとお答えしておりますが、その他にも電話やメールや、そういったことで情報交換を行ったり、実際には室蘭の本部と情報交換行っているんですが、それ以外に直接係の出張所、浦河出張所の担当職員とも情報交換にも努めております。近日中に、これについての打ち合わせを、うちの議会あけということでお約束しているんですけども、打ち合わせを行うことにもなっております。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 交換に向けて道の担当と情報交換を行なっているということですが、まだ地権者に対しての占用物の処理等の問題が残ってますので、交渉等のアドバイスを受けるなどして、早期交換の手続きがができるように努力していただきたいと思います。

次にですが、現町道は非常に舗装状況が非常に悪く、道路が傷んでおります。その傷んだ状態で道道と交換していただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) そのことにつきましては、今後の協議になるとは思いますが、現在の道道も傷んでいる所は無いわけではありませぬので、現状での交換ということで協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 今後の協議事項ことになるということですが、道道も町道と同じように傷んでいるということですが、どうも町道の方が非常に傷んでいるというふうに思いますので、現状で協議を進めるということですので、理解したいと思います。道道昇格と路線交換まで、現

町道の傷んだ舗装修理管理については、局所的な補修がしたいということですが、本桐のセイコーマートから蓬萊橋の区間、今年の冬に舗装が傷んで大きな穴が開いて、そこに自動車通って穴に落ちてパンクしたという話も聞きました。近隣の住民からの町に損害賠償請求したほういいんでないかという意見を言ったそうなんですけど、自動車の所有者は請求を遠慮をされたと聞いております。それで、道路の巡回パトロールを強化するということですが、今後特に本日のような大雨の後、定期的に先見して、穴の開いた所を臨時的に早く補修していただくようにしていただきたいと思います。これは要望でございます。

次に町道の維持管理と補修計画について再質問をさせていただきます。三石東蓬萊の国道の交差点から蓬萊山に向かって蓬萊山新橋までの交付金事業区間で、事業区間が 1,410 メートルを行なってるんですが、これ 5 年間で 560 メートルほどしか完成してなくて、残りが 850 メートルほどあります。まだ、未完成ですが、壇上の答弁では 34 年までに完成させたいという答弁ですが、今年用地取得で工事はしないということです。ここ 2、3 年、私も見ていますけれども改良工事は 50 メートルから 100 メートルくらいしか行われてません。予算の関係もつかないんだと思いますけど、このままでは全部の工事が終わるまでに舗装が傷んでしまうと思いますが、大丈夫でしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課参事。

○建設課参事(野垣尚久君) 私の方から答弁させていただきます。初めに、事業に遅れ生じている理由について少し説明させていただきたいと思います。現在、事業認可を受けて実施しております蓬萊新橋までの区間については、国に対しまして継続的に要望をしているところでありますが、近年の国の重点配分の項目というのがございまして、1 つが橋梁などの長寿命化、それから近隣市町村との広域的な道路整備事業、そして通学路における児童の安全確保などとなっております。この国の重点配分項目以外の事業についても市町村の要望が非常に多くて、全国一律、要望額の 2、3 割程度の配分に押さえられているという実態でございます。

本町本桐線につきましては、同様の扱いになっていきますことから、当初計画から遅れが生じているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。そこで、ご質問のありました工事完成までに舗装が傷んでしまうというご心配なんですけど、既設の道路舗装構成については、アスファルト舗装が 2 層の 8 センチ、それから下層路盤等の砂利の部分と合わせると、層厚で 68 センチというものになってございます。現在改良しております舗装構成については、アスファルト舗装が 3 層の 12 センチで、層厚が 82 センチの設計で施行しておりますので、昭和 61 年に完成している現道よりは、はるかに信頼性の高い道路となっておりますので、簡単に層が傷むということにはならないというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 5 番、北道君。

○5 番(北道健一君) 工事区間が飛び飛びでやるんで前のやつなのか新しいやつなのか、ちょっとわからないところもあったんですけども、工事済みの区間は層が厚くなるんで傷まないということで、この工事区間は予算が非常につきづらいということでなかなか事業が進まないと思うんですけど、社会資本整備総合交付金事業でしかできないのか、もっと別な早く工事を進めることはできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課参事。

○建設課参事(野垣尚久君) 現在、実施しております事業以外のことができないのかというご質問なんです、本町本桐線改良舗装工事につきましては、60%が国の交付金でございまして、残りの40%が過疎債を充当して実施している事業でございます。過疎債につきましては、議員もご承知かと思いますが、元利償還金に対しまして70%の交付税措置があるということで、現在考えられる事業としては最も有利な財源で実施しているものでございます。事業期間に多少遅れが生じているところでございますけども、この事業を使って、最後まで完成させたいというふうにご考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 現在の事業が財政、財源的に町負担が少なくて有利な条件であるということにはわかりましたが、なかなか予算がついてこないというところで事業が遅れてるかなというふうに思います。

次の質問ですけれども、改良工事前のこの区間の道路について、冬季の凍結に伴う道路補修はポットホールの局所的な補修をしているとの答弁ですが、この間の舗装の補修工事は、平成28年から今年の6月までですが、何回くらい行われて、どのくらいの補修金額がかかっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課参事。

○建設課参事(野垣尚久君) 町道の補修については、職員による応急対応のほかに、舗装業者によるパッチング修繕などで対応してところなんです、舗装業者による補修の実績といたしましては平成28年度が8回で約160万円、それから平成29年度は8回で約200万円、30年度につきましては2回実施しております、約30万円となっております。平成29年度から30年度にまたがる予算執行になりますけども、今年2月の大雪と、それから3月の大雨による凍結融解の影響が大きいと考えますけども、舗装の損傷が非常に多くて、舗装業者による修繕の実施の他に、町職員による補修作業を繰り返し実施して、道路の通行の安全に努めているというところで、現状対応をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 舗装補修工事は2年3カ月で18回やっていると、金額的にも通算390万の費用がかかった。相当、この区間は舗装が傷んでいるという状況で私も見ていますけども、今後も補修の回数や費用がどんどんかさんでいくと思っておりますので、交付金事業区間の予算獲得に努めていただいて、なるべく早く完成を目指していただくようお願いをしたいと思います。

次の質問ですけれども、この改良工事の計画外、蓬栄の坂本タダオさん宅から蓬萊山新橋まで、ちょうど蓬萊山のあるところを経由して新橋までの間ですけども、ここは事業ではなく舗装改修工事をどのように行うのか、お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課参事。

○建設課参事(野垣尚久君) 現在、事業区間以外の坂本さん地先の蓬栄本桐線から蓬萊新橋までの区間については、現在その事業化という計画は持ってございません。ただ、三石本町と本桐を結ぶ路線でありまして、スクールバスや列車代行バスの運行など、交通量が非常に多い路線であるということは認識してございます。現在、町が管理して町道が約461キロございまして、他にも道路改良などが必要な路線が多くございますので、町全体の道路整備計画になるのですが、すぐに事業化できるというようなことではないということでございます。この路線の大規模修繕の

実施までは道路パトロールの強化をしながら、限られた予算の範囲になりますけども維持補修をすることによって延命化を図りながら、安全確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 今の答弁によると、特に今はこの区間の改修の事業計画はなくて、町全体の道路整備計画の路線としてしか考えてないということですが、この間の、今言ってる説明している区間の舗装も非常に傷んでいます。計画外の舗装改修工事は、一般財源の負担が大きいので辺地の公共施設整備事業計画や過疎地域自立促進事業の計画等を策定して、辺地対策事業債や過疎債の活用するか、または冬期間の異常凍結による舗装被害で災害対策事業の活用を図るなどして、舗装の打ち直し工事を行い、一般財源負担を辺地債、過疎債を利用するなどの検討はできないのか、再度伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 議員ご指摘のとおり、この路線については過疎債や辺地債の対象となる路線とは思いますが、道路事業の全体事業費や財政計画による総予算にも影響します。道路予算を拡大することにより、他の起債対象事業が実施できなくなることにより、結果的に一般財源を確保することが難しくなることも考えられます。また、冬期間の異常凍結により舗装被害につきましては、公共土木施設国庫負担法で定められております凍上災害の制度はございますが、異常気象の成立が数年に一度しかなく、採択が難しいことと明らかに経年による舗装の損傷につきましては適用除外となります。このことからこの活用についての検討は難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 過疎債、辺地債の活用ですね、財政計画予算に影響するので一般財源確保が厳しいという答弁ですが、いずれにしても、この区間の舗装道路、非常に傷んでいます。現地をよく確認して、今後の補修改修を早期に検討していただきたいと思います。これは要望でございます。

次に、町職員に対する賃貸借契約に基づく住宅手当の支給状況についての再質問をさせていただきます。本町の職員に対する住宅手当の支給基準についてはまあの3つあるというふうに説明がありました。持ち家の人については1万円の支給、居住のために住宅を借りて、借り受けている方で家賃を払っている方は1万2,000円を超える場合、家賃額に応じて最大限2万7,000円までの支給をしている。さらに単身赴任手当の支給者で配偶者が居住する住宅の借り受け者も対象との答弁ですが、独身者の賃貸借契約に基づく住宅手当の支給は、私としては考えられるんですけども、親との同居者や共稼ぎの既婚者、夫婦で住んでいる方の住宅手当支給はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 親と同居している場合や共稼ぎの夫婦である場合の住宅手当については、職員が賃貸借契約の契約者であれば手当は支給してございます。その住宅に親が同居している場合、例えば親を扶養して同居している場合や共稼ぎにより収入のある配偶者が同居していた場合であっても、賃貸借契約が職員であれば現在のところは支給対象となってございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 職員が賃貸借契約者であれば、親を扶養しての同居の場合や、共稼ぎの同居者がいても支給するという答弁ですが、同居親族間で3親等までの親族との賃貸借契約に基づく支給者がいるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 同居親族間の賃貸借契約に基づく受給者のことですが、例えば、親が所有している持ち家に、子どもである職員が同居し賃貸借契約を結んでいる場合は、当然のことながら住居手当は支給できません。今回の調査におきましても、現段階では調査途中でございますけれども、同居親族間の賃貸借契約を行なっている職員は見当たりませんし、当然支給している職員はおりません。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) いろいろな問題になっている同居親族間の賃貸借契約による支給者はいないということわかりました。

次に住宅手当の不正受給がないか点検したかについては、現在、調査の途中ですが不正受給の案件は見受けられないとの壇上からの答弁でしたが、賃貸借契約や登記簿での所有者確認、支払い領収書等の確認を行なっているかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 現在支給しています住居手当が適正かどうかの調査を実施していると壇上でご説明をさせていただきましたが、この調査に当たりましては賃貸借契約書を提出させ、所有者や適正な契約が行われているかについて確認を行っております。また、賃貸借契約に基づき確実な支払いが行われているかを確認するため、支払い領収書等の提出も合わせて求めているものでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 調査してる中で領収書や契約書の確認をしてるということで理解はしました。

次、親族の住宅を賃貸借契約で居住している場合、住宅手当の支給見直し等の検討をするかお聞きをしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 同居を伴わない親族所有の住居物件を、賃貸借契約に基づき居住している職員は数名おります。住居手当の届け出時には随時行う調査において、確実な契約、確実な支払いがなされていることを確認しておりますので、現在のところは見直しの検討については考えておりません。壇上でもご答弁させていただきましたが、調査手法の見直しも含めまして、今後、適宜調査を行い。適正な手当支給には努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 親族間の賃貸借契約に基づく支給者は、確実な契約や確実な支払いを確認しているので現在は見直しをしないという答弁で理解しましたが、今後も定期的に、支給、手当支給要件を満たしているか点検をしていただきたいと思います。

今回の質問で当町の住宅手当の支給状況についてはわかりましたが、壇上での今後住宅手当の賃貸借契約による支給基準の見直しは考えているかの答弁は、国の支給基準に準拠しているの見直しは考えてないということですが、現在の札幌市の住宅手当不正受給問題により見直し論議

があちこちで始まっております。今後はその動向を注視するとともに、当町での不正受給が発生しないように十分注意をしていただきたいと思います。

最後に、前段で担当課から道路の維持管理について答弁をいただきましたが、町長に町全体の傷んだ町道の舗装をですね実際に見ておられるのか、また傷んだ舗装の修繕改修の考えをお聞きして質問を終えたいと思います。町長よろしくをお願いします

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 北道議員から町の道路についてのご指摘を種々いただいたところでございますが、私もこの町に3月にまいりまして、いろんな所を通らせていただいております。その中で、担当課長といろいろ議論された場所についても何度か走らせていただいた経験がございます。一方で例えば静内地区の町の中、住宅地区の中でも、かなりひどい道路っていうものが多々ありまして、全体として静内地区、三石地区通して、かなり道路事情は悪いなという印象を持っているところでございます。しかしながら、先ほど担当課長が、るる説明いたしましたとおり、いろんな事情もありまして、あるいは事業進捗状況も遅れがちだということもございます。そういう中で町道の修繕につきましては、皆様方大変ご迷惑をおかけしているというふうに感じておりまして、今後道路の交通量ですとか緊急度ですとか、そういうものを踏まえながらですね適切に対処してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりたいと思いますありがとうございます。

○議長(福島尚人君) 職員の入れ替えを行います。

次に進みます。10番、谷君。

【10番 谷 園子君登壇】

○10番(谷 園子君) 通告に従いまして質問をさせていただきます。一つ目は国保の子どもへの短期証の発行についてです。当町は国保滞納世帯の高校生以下の子どものための短期被保険者証の発行していますが、いつでも安心して病院にかかれる子供の受療権を奪うことにつながるのではないかと考えます。子どもへの発行はやめるべきと考えますが町としての意見を伺います。

2つ目はJR日高線についてです。日高線が不通になってからこの3年間、日高町村会は全線復旧鉄路存続を訴えてきています。新ひだか町は今後もしっかりとこの立場を継続していくのか、町長はどのようにお考えですか。被災した護岸が、JR海岸として放置されています。町長は国土保全について、また、国に求める護岸の恒久的復旧対策についてどのように考えていますか。

以上です、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) 大久保生活環境課長。

【生活環境課長 大久保信夫君登壇】

○生活環境課長(大久保信夫君) 谷議員からご質問のありました、大きな項目の1点目の国保の子どもへの短期証を発行についてご答弁申し上げます。

国民健康保険証は1年間の有効期限を定めて交付しておりますが、国民健康保険法では、特別な事情なく納期限から1年間保険税を滞納すると保険証の返還を求めるものと規定されております。当町におきましては、短期被保険者被保険者証交付要綱、滞納世帯主に係る措置の実施要綱

を定めており、これらの規定に基づき、まずは3カ月短期被保険者証を交付することにより、滞納者との納税相談の機会を増やし分納誓約等を求めるなどして、納付に結びつけるよう努めておりますが、それでも改善されず、納めることができるにもかかわらず納めない納付意識の低い滞納者につきましては、資格証明書交付選定審査委員会の協議を経て、資格証明書を交付しているところでございます。ただし、3カ月の短期証や資格証明書の対象世帯であっても、高校生世代以下の子どもに対しては6カ月証を交付しているところでございます。現在の交付状況は資格証22世帯30名、そのうち高校生世代以下の子ども1名を6カ月の短期証を交付し、短期証127世帯、233名のうち高校生世代以下の子どもが54名でございますので、合わせて55名の子どもに対し6カ月証を交付している状況でございます。

この短期証は、有効期間の短い保険証ではございますが、給付制限されることなく、1年の保険証と同様に安心して医療機関等で受診できるもので、子どもの受療権を奪うという心配は一切ございませんので、今後も継続していきたいと考えております。

以上答弁といたします。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

【企画課長 岩渕博司君登壇】

○企画課長(岩渕博司君) 谷議員の大きな項目の2点目、J R日高線についてご答弁申し上げます。

まず1の、3年間日高町村会の全線復旧、鉄路存続を訴え続けた立場を今後も継続していくのかというご質問でございます。先の定例会においてご報告させていただいております、J R日高線沿線地域の公共交通に関する調査検討協議会の調査結果に基づき、本年11月を目途として解決する旨を町長会議で確認をしております。現在も協議を継続しておりますが、その間にも、国やJ R北海道等が参集した6者会議におきまして、輸送密度200人未満の線区について、国の財政支援の対象外とする方針が示されたところでございまして、早急な対応が求められていくものと考えております。J R日高線は、100キロを超える長大路線であり、管内7町の総意をもって鉄路の将来を検討するとしておりますことから、鋭意今後の協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に2の、J R護岸の国土保全につきまして、また、国に求める護岸の恒久的復旧対策についてということでございますが、J R護岸については日高町村会ではこれまでも、被災地区の建物保全や漁業被害防止の観点から、本町の被災箇所があるJ R護岸を含み、管内の護岸決壊箇所の復旧対策について要請を続けてきたところでございます。J R護岸といえども国土であり、住民の生活が密着した場所であること、そして現状の決壊した場所以外にひびなどが入り、大きな波によりさらなる被害が発生する恐れも大きいことから、喫緊の課題として、より一層、国・道そしてJ R北海道に対して早期復旧を要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子君) 答弁いただきましたので、再質問に入らせていただきます。

国保のところですが、資格者証交付の世帯なんですけれども、それについて2017年度の資料でちょっと調べてみたんです。全道で177市町村かな、その中の高校生以下の子どもに29の市町村で、その中は16の市と13の町村で短期証など、保険証を交付していました。市では札幌市が1,655名、北見市が99名、そして江別市が5名です。5名。この3市は、札幌が一番多いんで



す、数がね。次に北見が多かったんですが、親が資格証明書であっても、通常の普通の保険証を交付しています。町村をみますと、新ひだか町が14名だったんです。この14名を超える町村がありませんでした。次に多いのが別海で10、あとはほとんど3とか6とか一桁です。また、この別海町の10と八雲町8と七飯町の6は、通常の保険証を出しています。全道の町村のうちで短期証を出しているのが10町村しかなくて、数は新ひだか町が一番多かったってということで、道内でも珍しい町かなと思いました。質問なんですけれども、6カ月証なのに1年の保険証と同様に受療権利を奪わないとのこと。6カ月経ったら更新に来なくてもよいということでしょうか。

○議長(福島尚人君) 齊藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(齊藤智恵美君) 先ほど、新ひだか町のほうは14人の高校生世代以下の子どもに対して短期証を交付しているということで、恐らくその調査っていうのは、当初の29年度当初の調査かと思うんですけれども、確かに新ひだか町はそのときその当時であれば資格証の世帯は45世帯、高校生世代以下は14名でしたが、今現在は、資格証の世帯が22世帯、そして高校生世代以下のお子さんは1名という状態にはなっております。6カ月過ぎたら更新に来なければいけないのかということですが、それについて更新は、自動更新ではございませんので、窓口で更新に来ていただいて更新していただくってことになります。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 6カ月経って窓口で親が更新に来ないと保険証が切れちゃうってことですか。その子どもの保険証短期証は切れてしまうんですか。

○議長(福島尚人君) 齊藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(齊藤智恵美君) 国保の資格としては続いておりますけれども、有効期限の切れた保険証しか持っていないこととなりますので、有効の保険証は手にしていないこととなります。ただ、高校生世代以下のお子さんの資格証の世帯ですとか、短期証の世帯のお子さんは6カ月証を交付しているんですけれども、その6カ月証の更新に来られないまま期限を過ぎた場合については、郵送する措置をとっているんですけれども、ただ、お子さんのいる世帯については29年度については、更新に来られていないという世帯はありませんでした。ですので、郵送交付している例も29年度についてはありません。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 親は切れてしまうっていうか、親は資格者証ですけども、子どもは6カ月が過ぎたら、短期証を郵送するってことですね。違いますか。

○議長(福島尚人君) 齊藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(齊藤智恵美君) 資格証の世帯であっても、高校生世代以下のお子さん6カ月の有効期限が過ぎれば、その世帯の方が更新に窓口に来ていただくっていうのが基本となっております。それでも、更新に来られないまま有効期限を過ぎたまま1カ月とか放置されれば、子どもに対しては留め置きをしないように郵送するという措置をとっておりますが、今のところ郵送するところまで更新に来られないという世帯はいらっしゃいませんでした。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 過去にもいないってことですね。いないってことかな。すいません。何を言いたいかと言いますと、1カ月ね、更新に来なくて1カ月経ってしまったら、子どもに対しては郵送するというんですけれども、それだったら最初から1年の普通の保険証、それを子どもに

は出したほうがいいと思うんです。そういういろんな無駄なというか、親は親で滞納相談なり、滞納しているのは親なので、子どもには1年間の普通の保険証というのが交付するのがいいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信夫君) ただいまのご質問ですが、更新につきましては、ほとんどの世帯の方が、親御さんが更新に来ております。それで、この交付について交付の際に納税相談の機会を増やして相談しながら納税いただくということとを相談することになります。とにかくこの相談機会を増やすという意味で、交付をするという形になっておりますので、滞納世帯の納税意識をさらに高めるための措置であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子君) 親の納税相談の機会を増やすってということで、6カ月証にしているってことなんですけれども、子どもですね、札幌とか他の町でも普通の保険証を出しているってことで、そもそも子どもには何で資格者証を出さないかというのと、やっぱり受療権を本当に子どもには何の心配もなく保障するってということだと思えます。受診抑制の子どもの受診抑制の心配がないっていうんですけれども、滞納していたら、やっぱり肩身も狭いですし、なかなか病院にもかかりづらいついていうことがあったり、子ども自身も他の子と違う保険証っていうのは、やっぱり子ども心に傷というか、そういうことがあるんじゃないかなと思うんです。やっぱり何て言うのかな、子どもにはそういう柔軟な対応っていうか、法に基づいてこの6カ月証を出していると思うんですけれども、親は親で滞納相談、窓口、きめ細かくってということで、子どもは普通の保険証っていうこと検討できないものですか。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(斉藤智恵美君) 高校生世代以下のお子さんに対して今現在は6カ月の短期証っていうもの、短期証であっても保険証、期間の短い保険証なんですけれども、そちらの方交付させていただいて、他町のほうにつきましては今、広域化になっていても資格証ですとか短期証を交付するとか、高校生世代以下の子どもの対しての事務っていうのは、まだ統一されてはおりませんので、各市町村の取り扱いが異なります。そういったことで恐らく札幌市のほうは一般書を出しているとか、他の町は交付してないとかっていうのはあるかと思うので、それは各市町村の取り扱いによるものだと思うんですけれども、ただ、新ひだか町において言えることなんですけれども、過去にはその中学生以下の子どもは6カ月だよってなっていた時期があったんですよ。平成21年度だったかと思うんですけれども、それが22年度になって高校生世代以下の子どもは6カ月以上の期間にしないよっていう国からの通知に基づいて、新ひだか町についても同じように運用というか、取り扱いさせていただいているところです。先ほど大久保課長のほうからも説明あったとおり、その子どもさんに対しては受療権奪うっていうことも、短期証であっても保険証と同じく病院にかかることができますので、今のところ一般証にするというような取り扱いについては検討していないというか、考えていないところです。短期証であっても今のところはその手持ちがない状態でそういう留め置きをしないような措置には新ひだか町もしているところですので、更新もされていない世帯もないということになっておりますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) ちょっとご理解、あの理解はできないというか、私の考えは子どもには無条件に一般の普通の保険証でいいんじゃないかっていう考えですが、今、受療権は奪わないように、町も中学生以下だったのが高校生までにも広げて、国の通達だったんだと思いますが、だっていうことでわかりました。でも、子ども、やっぱり短期証じゃないふうにしていう町もあるっていう、ちょっとその辺はこれからもちょっと頭に入れていただきたいなど。1カ月の間、保険証がないっていうようなことがね、子どもにないように、ないっていうか、病院にかかれないうようなことがないようにしていただきたいと思います。

次の質問ですが、滞納についてお聞きしたいんです。平成24年度、今、大人の滞納のことなんですけど、24年度と平成29年度の滞納の世帯数と資格証を交付している世帯数と交付数を教えてくださいませんか。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(齊藤智恵美君) 平成24年度と平成29年度ということでよろしかったですかね。平成24年度の滞納世帯数は、年度当初でございますけれども998世帯ございました。そのときの資格証の対象世帯、これは、資格証はちょっと年度末で計算してるんですけども、資格証は30世帯、そして被保険者数は39人、そして短期証は250世帯、そして被保険者が431人になってます。今現在、平成29年度の年度当初の滞納世帯数は562世帯、資格証の交付世帯数は22世帯、被保険者数が30人、そして短期証の世帯数は127世帯、被保険者数は237人になっております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 滞納世帯数が998から562に減ってるってことですね。すみません、資格者証の交付数、言っていただいたかな、私のほうから言います。24年度は15、交付数が15ですね。29年度が23って、滞納世帯数が減っているのに、何でこういうふうに資格者証の世帯っていうか、交付数は4パーセントくらいに増えているのか、ちょっとその辺なぜでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(齊藤智恵美君) 資格証の世帯数は24年度は30世帯で、被保険者数が39人、そのうち交付をしている世帯が15人、29年度は22世帯で、被保険者数は30人で交付しているのが23名ですので、更新に窓口に来られてる方が増えているということですね。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) すみません。何かを聞いたかったかと言うと、滞納の世帯数、きめ細かく税務課の方も滞納相談なりなんなりしてきているというのも知っていますから、窓口に来ている方が増えたっていうことですね。

聞きたいのが、交付数が滞納の世帯が減っているのに交付数っていうのがちょっと増え、変わってないっていうか、そういうことなんですけど、それはどういう、もしわかれば。

○議長(福嶋尚人君) 中島税務課長。

○税務課長(中島健治君) 滞納者数のお話だったものですから、私のほうからお答えさせていただきますけども、基本的に国民健康保険税の滞納者数の推移と資格者証の対象者数については、特段関連がないところもございまして、あくまでも国民健康保険税、他の税目も同じですけども、現年、滞納、滞繰問わず、先ほど谷議員おっしゃったように、丁寧な、きめ細かい納付相談を続けた結果ですね、その結果、納付につながっているという形で、この税目、国保税だけでなく、

滞納者数、件数が減ってきているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) すいませぬ。答弁の中で本当に払えるのに、払え、納付に結びつけるように努めていても、それでも改善されないうで納めることができるのに納めないってういふような方については、資格者証や短期証を交付しているんだということだす。やっぱり依然としてその数はあるってういふことなんですけれども、実はうちの町、何を言いたいかと言ひますと、国保の加入者の生活の実態とか、そういうことも掴む必要あるんじゃないかって思ひんです。今、国保が高すぎるってういふ声がたくさんあるんです。払えるのに払わないってういふのはだめだと思ひんですけれど、払いたくても払えないってういふ実態があるんじゃないかということだす。ちょっとお聞きしたいんですよ。協会健保と国保税の違ひって国保税の方がずっと高いと思ひんですけれども

○議長(福嶋尚人君) 谷君、ちょっと一般質問の通告から離れてきますので、通告の内容に従って質問してください。

○10番(谷 園子君) 通告の内容ってういふか、きちっと伝えてありますので。

○議長(福嶋尚人君) いえいえ、伝えていない。一般質問の通告内容に従って質問してください。

○10番(谷 園子君) 通告、だめ。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたしませぬ。

休憩 午後 1時52分

---

再開 午後 2時05分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き、一般質問を継続いたしませぬ。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 大変ご迷惑をおかけしました。日高線の質問に入ります。

今回、5区間が国の財政支援の対象外にされたということだす、昨日の田畑議員の質問に対して到底納得できるものではないとご答弁していましたが、本当に今あの地域で協議の最中に、頭越しにそういう話が来たってことで、これは本當きちんと抗議すべきじゃないかと思ひんですけれども、町村会で抗議ってういふのはしないんでしょか。

○議長(福嶋尚人君) 岩淵企画課長。

○企画課長(岩淵博司君) 先日新聞報道で、私たちも知ったことなんですけれども、6者会談におきまして、JRの社長さんのほうからJR北海道グループの経営再生の見通しというものについての説明があったそうです。その中で、ただはっきりとは、その5区間の財政支援対象外という言葉は使っておりませぬが、新聞報道ではそのようになっておりませぬけれども、この逆でもう1つの8区間、8区間に対しては財政支援の対象としていきますということだす。謳ったものから、残りの5区間、いわばその維持困難線区13区間の部分のうち8については国の対象にしましよという言葉でしかJRの方は説明をしておりませぬが、唐突にこういうような発言を6者会談の中でされておりますので、地域としましては今後近々、予定はされていると思ひんですけれども、地域の会議の中で、この点について協議をしながら、国・道そしてJR北海道に対しましては、さらなる今後の今の協議の中の詰めを一層早目いただきまして、地域としての最良の交通体系を協議していこうというういふ内容で抗議したいと思ひっておりますけれども、抗議になるかどうかわかりませぬが、そのへんは質していきたいと思ひています。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 本当に地方の意思というか、そういうことも無視してやっていくってことで、対応をきちっと取るということを今お聞きしましたが、早急な対応をするっていうことで7町の協議会というのは早く開いたほうがいいと思うんですが、いつごろ開かれるんですか。

○議長(福島尚人君) 岩淵企画課長。

○企画課長(岩淵博司君) それにつきまして今、日高町村会でスケジュール調整をしております、国・道、JR、JRはこれに入らないんですけども、国・道それぞれの機関と、それと管内7町のそれぞれのスケジュールあわせながら、近々開かれるものと考えております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) ぜひ早急に開いて話し合っていたいただきたいと思います。それで今、輸送密度のことが言われてまして200人以下とか言われてるんですけども、もともと北海道って面積が全国の4分の1以上あって、人口密度が1平方キロメートルあたり69人です。道外は人口密度431人ですから、北海道っていうのは、もう離れて分散して住んで、広いところに住んでいるので輸送密度が低くて当たり前なんです。つまりですね、もともと大赤字だってわかっていて分割民営化をしたのに、今その国がつくったスキームが壊れてしまっていて、それでそうなったとき今、今度は赤字線は切るよと、地域が負担しないと足は守らないと、そういう言ってくるのが今の状況だと思うんですよ。

それでお聞きしたいのは、管内の7町の総意をもって協議を進めていくってことなんですけれども、町長自身っていうのはどういう姿勢でその協議に臨むのでしょうか。今のお気持ちでもいいですけども、どういう立場で協議に臨むのか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) JRの件につきまして、今、ご質問あったわけでございますけれども、私といたしましては、この問題につきましては単独の町で、いろいろと結論を求めるようなことではない。やはりこの地域全体として7町の中で、どのように考えていくのかということが重要だというふうに思っております。そういう中におきまして、現時点におきまして私の考え方を話しするようなまだ時期ではないというふうに思っておりますので、7町の皆さんとも協議しながら、然るべきときに、はっきりさせたいというふうに思っているところでございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 町長自身の考えは今、そういう時期ではないということでしたか。午前中の論議の中で、町民の総意っていうことが出たんですけども、ほんとにバスには乗れない、運転もできないとか、本当に困っている少数者、少数者、弱者の立場っていうのかな、そういう声も拾うのも総意の内だと思うので、私のほうからも、そういう声なき声を、町長ぜひ拾って聞いていくように要望したいと思います。手元に、こういうものを配付されていたんですけども、北海道の町村議会のあの議長会の決議です。持続的な鉄道網の確立を求める特別決議って、日高の議長会からも上げたのが、これ6月12日に決議されたと思うんですけど、これがきっと全国にもいくと思うんですが、あの広大な北海道で鉄道が地域を支える医療・観光・物流においても大きな役割を担っている重要な社会基盤であり、その維持確保は市町村単位の問題ではなく国全体の問題として捉えられるべきであるっていうんですけど、やっぱりこの方向っていうのは、議長会だけじゃなくて、これが大事なんじゃないかなって思うんです。町村会やオール北海道に

向けて、このJRの維持困難なところ切っていくよっていう今の北海道中切っていくかれてる問題なんですけれども、国の責任というか、国の失政でなったっていうことで、国の本当に抜本的な財政支援を求めていくってことは、聞かないでそういうことを言っていかなきゃならないんじゃないかと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 本会議におきましても、いろいろなご質問にお答えさせていただいている中で、一步も下がってはいない答弁をさせていただいていると思います。今の協議会におきましても、ここ数年、協議をさせていただいておりますので、復旧及び今、運行再開、これを大前提としてお話をさせていただいておりますので、その辺のスタンスは変わらずに、今年の11月までにこの日高線についての結論を出していこうと今、頑張っているところでございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 現在ね、道南バスとか、そういう今、バス交通しかなくなっているわけなんですけれども、札幌往復のペガサスがあの1便、往復で1便、今、減らされているんですね。あと今後、千歳空港に今、走っているバスが苫小牧市内をいろいろ回っているんですけども、いずれ直行便になって苫小牧市内は回らないという話も出ています。やっぱり運転手不足や経営の状況など、そういうこともあるということで、今、そういうような現実があるということも日高の公共交通どうしていくかっていうことで、7町で協議する際に、そういうこともしっかり考えながら協議していただきたいなというふうに思います。

次ですけど、災害復旧のことです。昨日も大野町長さんが人命の危険すらある喫緊の本当に課題だって認識してますってことも思いを述べていただけてました。今の3年間、町も、町村会も行政活動など、ほんとに手を尽くしてきたってということも重々わかっています。それで確か町村会の要請事項の中には、鉄道軌道整備法などの法改正も求めていくってことがあったと思うんです。今回、今の国会で6月15日に、鉄道軌道整備法の改正法が全会一致で成立したんですが、10月ぐらいには施行になる見通しです。これ、只見線って福島の災害で、大雨災害で壊れた7年間不通だったところに、まず適用されるというふうに見通しがあるんですけども、ぜひこの改正法っていうのをちょっと調べてみて、この日高町村会でも、この日高線の復旧にね適用できないか、その道をぜひ探してほしいんですけども、この改正法っていうのは既に調べていますか。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 改正法と言われている鉄道、軌道整理法ですか、これについては全くこちらのほうも情報入っておりませんので、情報入り次第、中身の検討はさせていただきと思います。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 政府で作ったものじゃなくて、議員立法というか通達みたいのはこない可能性があるんですけども、この法案の提案は自民党の会派の方たちが提案してまして、この法案の意義っていうのがね、災害で被害を受けた赤字ローカル線への支援が可能となる。補助率がすごく上がるんです。それで地域公共交通の維持につながるのだと法案説明をしています。で、これが適用になる条件っていうのが、会社が黒字・赤字を問わず、激甚災害やこれに準ずる大規模災害に適用するってことで、日高線も2016年の台風で全部壊れちゃったってということだと思

うんです。もう一つ、被害を受けた路線の年間収入以上の復旧費用がかかる。あともう一つは、被害路線が過去3年間赤字であることって、いろいろ日高線にも当てはまる場所がありまして、JR北海道は余りいい顔しないかもしれないんですけども、ぜひあらゆる方策で復旧の道を探るってことで、ぜひ町村会のテーブルに乗せていただきたいんです。どうでしょう。

○議長(福島尚人君) 岩淵企画課長。

○企画課長(岩淵博司君) ただ今、谷議員から伺ったばかりの件なものですから、中身は全く今存じ上げておりません。今後その辺の情報を手に入れながら、中身の検討はさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 以上で質問を終わります。

○議長(福島尚人君) 職員の入替えを行います。

次に進みます。16番、城地君。

#### 【16番 城地民義君登壇】

○16番(城地民義君) それでは質問をさせていただきます。

おおまかに3点について事前に通告させていただきました。

まず1点目でございますが、町財政運営に係る合併特例債の発行期限の5年間延長改正特例法成立に伴う事業や財政計画の見直しについて、先ず質問させていただきます。

市町村合併されました多くの市町村におかれましては、財政等の関係等で、いろいろと事業の見直しをしているというふうに理解をしているところでございますけれども、質問の趣旨につきましては合併した市町村が公共施設の整備などに充てる、合併特例債の発行延長を5年間延長する改正特例法が、4月18日の参議院の本会議において可決したものと理解をしているところでございます。それによって、再延長が国会ですべて成立したことになりまして、従いまして、この発行期限を東日本大震災で被災した市町村については合併が25年間ということになりました。本町のような、それ以外のいわゆる市町村、本町港におかれましては合併後15年間から、いわゆる5年プラスされまして、20年間になったというふうに理解しております。

そこで、合併特例債事業の現況と発行額について伺いたいと思いますが、まず一つでございますが平成27年度までのいわゆる10年間の実績とその内容についてお伺いをしたいと思います。

それから2点目でございますが、さらに5年間延長されておりますので平成28年度から5年間の、5年間分の見込みについてをお伺いをしたいと思います。

二つ目でございますが、このたびのいわゆる5年間の再々延長によりまして、この合併特例債が人口減少により元気を失いがちな地方に、活力を呼び戻すように有効活用をすべきと考えるがその次の点についてお伺いをいたします。

一つ目でございますが、建設事業いわゆる合併まちづくり事業及び基金造成事業の上限値と活用見込額等について、どのように考えているかをお伺いいたします。

二つ目、今後の活用事業、いわゆるハード事業・ソフト事業について、どのように考えているかお伺いいたします。

大きな2点目でございますが、いわゆるこれらを踏まえまして公共事業計画や財政計画を見直し再検討すべきではないかと考えますが、町長はどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。これが大きな1点目でございます。

次、自主財源の確保のための町税等の徴収率の向上、評価対策についてお伺いいたします。地

方分権により、国と地方の役割が明確になっていることで地方自治体は自主性、自立性を持ってみずからの判断のもとに地域に実情に合った行政を行うことができるものというふうに考えておるところでございます。しかし、町税等については本町の決算状況を見ると依然として厳しい状況下になっているというふうに判断をするところでございます。納税者の利便性を高めるためには、特別徴収の推進、あるいは口座替制度の促進により収納率の向上を目指しているところでございますが、税収確保には至っていない状況にあることから、自主財源比率を高めるためにも次の点についてお伺いをいたします。 1つ、特に滞納繰越分の徴収強化対策に重点を置くべきではないかと思いますが、お伺いをいたします。

2つ目、現在の税務課主体の徴収体制と関係各課との連携のためにも、兼務による分任出納員の徴収体制の取組を図るべきと考えますがお伺いいたします。

3点目でございますが、徴収体制の強化といたしまして徴収職員の勤務体制の勤務時間のシフト制として、土曜日・日曜日においても徴収することの導入の検討を進めるべき考えはないかをお伺いしたいと思います。

大きな3点目でございます。静内地区の公共下水道事業計画の面整備、いわゆる汚水の拡張の実施についてお伺いいたします。静内地区の公共下水道事業計画の実施につきましては、汚水管渠面整備は、ほとんど整理されていると考えております。資料によりますと全体計画区域 606 ヘクタール、事業計画、いわゆる認可でございますが 524 ヘクタール、整備面積が 489 ヘクタールの現状となっております。しながら市街住宅地家屋の排水状況は、未だ汚水面整備が未実施の市街地区域があるというふうに考えております。町民からの早期整備要望もありますので、いわゆる下水道事業の目的であります生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る現水道事業の目的達成のために、全体事業と事業計画の拡張を実施すべきであると考えますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目でございますが、いわゆる未整備地区の神森地区の一部、あるいは中野町地区の一部等について早期に実現をすべきと考えますが、その計画があるのかどうかをお伺いをいたします。

2点目でございますが、特定環境保全公共下水道事業と、それから公共下水道事業という事業がありますけれども、今申し上げました区域の拡張等との関連につきましては、この2つの計画の事業が取り決めするべきときに検討されるものと考えておりますが、可能であれば私の知り得る範囲では都市計画のエリアでございますので、現状の公共下水道事業の拡張をするものと思いますが、いろいろと事業の採択にあたり条件整備をされる中で、もし公共下水道事業計画が難しいということになれば、その拡張、地区の一部でも特環、いわゆる公共下水道事業で検討すべきものというふうに考えているところでございますので、それについてお考えをお伺いしたいと思います。

3点目でございますが、当公共下水道事業計画の整備状態をみますと、静内地区につきましては、下終末処理場は現施設で十分な処理能力があることから、申し上げておりましたこの拡張等につきましては、汚水管渠整備のみを実施すべきと私は考えるところでございますが、これらについてもいかがか、お伺いしたいと思います。

以上、3点について質問いたしますので、よろしくご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

【総務課長 藤沢克彦君登壇】



○総務課長(藤沢克彦君) 城地議員ご質問の大きな1点目の合併特例債の発行期限延長に伴う、事業や財政計画の見直しについてご答弁いたします。

合併特例債は、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定されている地方債の特例措置でありまして、合併後の市町村が新町建設計画に基づいて、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、または均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備事業や合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の整備事業のほか、合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域住民の連携の強化や地域振興等を目的としたソフト事業を行うための基金の積み立てに対して、その財源とすることができる地方債でございます。この合併特例債は、事業費に対して95パーセントを充当することができ、合併特例債の元利償還金の70%は後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、他の地方債と比較しても有利な財政措置な措置が行われております。当初、合併特例法では合併特例債の発行可能期間は合併が行われた年度と、これに続く10年間とされておりましたが東日本大震災による被災を受けた市町村については、平成23年に発行可能期間が5年間延長され15年間に、また平成24年には被災市町村はさらに5年間延長され20年間にするとともに、本町を含む被災市町村以外の市町村についても、発行可能期間が5年間延長され15年間となりました。今回、熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大等の社会的環境を踏まえ、本年4月25日に公布された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、被災市町村の発行可能期間は25年間、被災市町村以外の市町村は20年間とそれぞれ5年間の再延長が行われたところでございます。そこで、合併特例債の現況と発行額についてのお尋ねですが、本町におけるこれまでの合併特例債の活用状況の主なものを申し上げますと、平成18年度に地域交流センターピュアプラザの整備事業に2億3,300万円、平成22年度から平成24年度に実施した消防庁舎改築事業に8億8,490万円、平成24年度から平成26年度に実施しました、図書館博物館建設事業に9億50万円、最近では平成25年度から建設を開始し昨年竣工した総合町民センター建設事業に21億8,270万円、数多くの路線の改修等を実施しております町道整備事業につきましては、平成20年度から通算で11億8,280万円の合併特例債を活用しており、発行総額は本定例会に上程しております6月補正予算における財源分も含めると63億5,910万円となっております。平成31年度以降の見込みにつきましては、現時点で活用を予定している事業は決定しておりませんが、住民のニーズや行政課題の緊急性などを十分に考慮し新ひだか町の発展に資する建設事業の財源として活用していく考えでおります。

次に建設事業と基金造成に係る上限額と活用の見込みでございますが、上限額いわゆる発行限度額は建設事業に係る分として69億9,010万円、基金造成分に係る分として11億3,330万円となっております。これは合併特例法に基づき合併後の人口や増加人口、合併市町村数などを基礎として一定の算式により算定された額となっております。なお基金の造成につきましては平成18年度と平成19年度に合わせて11億9,298万円、うち特例債は11億3,330万円をまちづくり基金として積み立てており、建設事業については先ほど申し上げた発行済み額の63億5,910万円を発行可能限度額から差し引きますと、今後活用できる合併特例債では6億3,100万円となっております。今後の合併特例債の活用につきましては、建設事業は先ほども申し上げましたとおり、住民ニーズなどを勘案して事業を決定し、その財源として活用していくこととなります。また、造成した新を活用したソフト事業につきましては、平成30年度予算におきましても新町建

設計画や新ひだか町まちづくり基金条例に規定をしております、町民が将来に希望を抱き、個性豊かで活力あるまちづくりを推進するための事業への財源としまして、子ども医療費の助成事業や予防接種事業、町立病院の婦人科運営に係る経費などに充当し、有効に活用してございますし、今後のまちづくりに有効な事業選択のもと、その財源として基金を活用してまいりたいと考えております。

次に、発行可能期間の延長を踏まえた、公共事業計画や財政計画の見直し、再検討についてのご質問ですが議員のご質問に挙げられております公共事業計画は、何を示しているのかは不明でございますけれども、新財政計画に限って申し上げますと平成 28 年度に策定しました本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの財政健全化に係る数値目標を掲げた計画でございます。現在この計画に基づき予算規模の縮小や基金残高の増加など、さまざまな財政健全化に向けた取り組みを行っておりますが、計画に定められた数値目標を達成するためには合併特例債の発行期限の延長の有無にかかわらず、財政の健全化の趣旨からも推進していかなければならないものと考えております。計画の見直しにつきましては、新財政計画のみならず、すべての計画において進捗状況を踏まえ評価・検証し必要な見直しや修正を行うべきものと認識をしておりますが、今申し上げます新財政計画につきましては、計画初年度の評価を現在、事務を進めております決算施設の確定後に行う予定でございます。評価を行っていない現段階で合併特例債の発行期限の延長に伴って、数値目標を修正し投資的経費の割合を増やすなどの計画変更を行うことは本計画の趣旨を逸脱するものと思われまので、そのような考えは持ってございません。今後、一定の評価検証を行った上で、財政状況や経済状況などの社会的環境、行政課題などを踏まえ対応してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 中島税務課長。

【税務課長 中島健治君登壇】

○税務課長(中島健治君) 城地議員の自主の確保のため、町税等の徴収率向上強化対策についてご答弁申し上げます。

まず一つ目の、滞納繰越分の徴収強化対策に重点を置くべきではないかという点についてであります。当町では徴収業務を効率的かつ確実に推進するため、平成 26 年度から滞納整理業務を、これまでの現年・滞納繰越平行の納付から、現年課税優先納付に切りかえをし、取り組んできております。この収納業務の見直しは、滞納繰越を増やさないためには、現年度に課税されたものを翌年度に繰り越さない、いわゆる新規滞納を発生させないことが重要であるという考えに立ち、収納業務に努めているところであります。しかしながら、決して現年度ばかりに目を向けているわけではなく、当然滞納繰越についても収納率の向上を図るため、しっかりと滞納整理管理を行い徴収業務にあたっているところであります。その結果、町税の現年度分の収納率は年々伸び続け、平成 29 年度はすべての税目が過去最高の収納率を確保することができました。さらに、滞納繰越につきましても町税の収納率は伸びてきており、現年同様に過去最高の収納率を確保したところでありますので、滞納繰越を決しておろそかにしているわけではないことをご理解いただきたいと思っております。このことから、これまでの方針のもと現年・滞納、滞納繰越の徴収実績、成果ができるため、今後も現年度課税優先とした方針で徴収業務を進めていくことが重要であると考えております。

次に二つ目の、税務課主体の徴収体制と関係各課との連携のためにも、兼務による分任出納員

の徴収体制の取組を図るべきという点についてであります。当町では町税の他、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅料、学校給食費の徴収業務を税務課が行っております。通常、自治体では複数の債権をさまざまな部署で個別に管理していることが多いですが、税務課がこれらの債権回収を一元化することで債権管理の効率化や周囲の率の向上が図られているものと考えております。また、徴収体制としては、関係部署が直接的に徴収業務に当たることありませんが、現体制をしいてから収納率も向上していることを踏まえると、現段階においては税務課による徴収体制が適切と考えております。ただし、関係部署が関わらないということではなく、これまでも滞納者対策や未納を防ぐための対策については関係部署と連携を図ってきておりますので、今後においてもそのような考えのもとで徴収業務を進めてまいりたいと考えております。

次に3点目の徴収職員の勤務時間のシフト制の導入の検討についてであります。現在、税務課には嘱託徴収員が2名在籍しており、身体的、あるいは仕事等で役場の開庁時や金融機関の営業時間に納付できない方等に対して、嘱託徴収員による臨戸徴収を行っているところであります。その嘱託徴収員の勤務時間は10時45分から19時30分で、既に勤務時間をシフトさせた体制を取り入れており、納付者へのサービス提供と収納率の向上を図っております。また、徴収業務の強化の一つとして、コンビニエンスストアでの納付や来庁納付等、臨戸徴収から本来の形である自主納付への促しを図ってきたことで、臨戸徴収対象者が3年で約300人から100人程度まで減少し、4名体制であった嘱託徴収員も今年度より2名体制としたところであります。

このように今では、土曜日や日曜日でも納付できる環境が整ったことで、臨戸徴収対象者が減少することや自主納付や納期内納付の促し等を行ってきたことにより、収容率も着実に向上していることから、現状では嘱託徴収員による土日等徴収は考えておりませんし、むしろ嘱託徴収業務を縮小していける徴収体制にしていかなければならないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

【上下水道課長 野本武俊君登壇】

○上下水道課長(野本武俊君) 城地議員からの静内地区公共下水道事業計画の面整備、汚水の拡張実施についてのご質問の1点目、未整備地区の神森地区の一部、中野町地区の一部について早期に実現すべきと考えるが、その計画はあるかについてご答弁させていただきます。

静内地区の公共下水道事業につきましては、昭和54年に分流式下水道として初回の事業認可を受け、順次事業計画区域を拡大し、現在は555.7ヘクタールの用途区域内のうち524ヘクタールを事業計画区域面積とし、汚水管及び雨水管の整備を進めております。現在の汚水管渠整備につきましては、未整備地区の中でも住宅の密集している入船町区の整備を平成27年度から重点的に行っている状況であり、当面は現在の事業計画区域の中で整備がまだ行われていない、駒場地区及び柏台地区等の整備を進める計画でございます。今後の整備につきましては、現在の事業計画区域内の整備にめどがついたところで、神森地区の一部、中野町地区の一部、駒場地区の一部など、事業計画区域以外の全体計画区域に位置づけられている区域及び全体計画区域以外の住宅などが建ち並んでいる区域等につきましても、現地の状況等を十分に確認し、計画区域を精査するとともに地域住民の意見や要望なども十分に確認し、検討してまいりたいと考えております。

次にご質問の2点目、公共下水道事業計画、また特定環境保全公共下水道事業計画の取組の検討を進めるべきではないかについてご答弁させていただきます。都市計画用途区域は公共下水道

事業計画区域として位置づけているが、用途地域から外れている区域、いわゆる白地地域について、特定環境保全公共下水道事業計画と位置づけて下水道整備を検討するべきではないかのご質問であります。現在、都市計画で定めている用途区域の外の下水道整備につきましては、北海道などの関係機関との協議のもとに、新たに公共関連特定環境保全公共下水道事業の事業認可を受けることにより整備をすることが可能となりますが、先に述べましたように、汚水整備に関しまして現在の事業計画区域内の整備を進め区域外の整備につきましては、慎重に検討していかなければならないと考えております。

次にご質問の3点目、下水終末処理場は現施設で十分な処理能力があることから汚水管渠整備のみ実施するべきと考えるのがいかにについてご答弁させていただきます。当町の人口減少に比例するように、下水道処理区域内人口及び水洗化人口も近年少しずつではありますが、減少傾向となっております。計画区域を拡大し環境整備を行い、汚水量が増えましても静内終末処理場の処理能力は十分あると考えております。静内終末処理場は平成元年の供用開始から30年が経過し機器の更新時期を迎えており、現在長寿命化計画のもと、限られた国からの補助枠、財源の中で処理場の機器の更新と汚水管渠整備を実施している状況となっております。下水道は生活環境の改善と公共用水域の水質保全に大きく寄与することから施設の余力を利用し、積極的に汚水管渠の整備を図るべきとのご指摘ではあります、人口減少の中、古くからある市街地の空洞化が顕著になってきている地域もあり、整備計画の拡張につきましては十分に検討して対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 城地君、ここで休憩したいんですけど、よろしいですか。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

---

再開 午後 3時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) それでは何点か質問させていただきます。

先ず1点目の合併特例債の関係ですけれども、課長のほうからいろいろ数字的なものと事業のご答弁されたんですけど、再度ちょっと数字のほうがちよっとメモできませんので、概数でいいんですが、この合併事業をやる中で、合併特例債の歳出根拠っていうのはあるんですが、この算出根拠の中の、合併する時の総人口っていうんですか、それと増加人口、これが何人として算定してるのかということと、基本的なことですけれども、それを教えていただきたいのと、トータル的に合併まちづくり事業、それぞれの市町村の合併した人口、3町、4町、あるいは2町、新ひだか町は2町ですけれども、合併まちづくり事業の今言った事業の標準、全体事業っていうんですか、いわゆる合併特例債にかかわる95パーセントに係る分、それから、それに基づいて交付税が70パーセントかかると、財源は5パーセント持ち出しということになるんですが、合併した総人口と増加人口に関わった計算式の総額でいいんですけども、細かい数字はいいんですけども、千万単位ぐらい、あるいは億単位でもいいんですけども、その数値を教えていただきたいんですが、その点について総額、総額でいいんですよね。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 合併特例債の総額につきましては、先ほど壇上でちょっと答弁させていただきましたが、当町におきましては、建設事業に係る分については69億9,010万円、それから基金造成に係る分につきましては11億3,330万円となっております。計算の方法ですが、基本的には人口10万人を基準として案分率がかかっておりまして、基本となるのが180億円となっております。それに一定の率を掛けます。それと、増加人口につきましては1万人を基礎として増加人口を計算しまして、それに関わるある一定の率を掛けて、それも掛けることになっております。最後に、合併関係市町村数に対する率もありまして、それらを掛けまして180億にかけまして、建設事業の標準の起債額っていうのが出されている計算となっております。それから、合併市町村の基金の部分につきましては、3億円を基準としました合併関係市町村数を乗じます。そのほかに増加人口に対して1万円、それから合併後の人口に対して5,000円を掛けたものを基準として、標準事業費として計算をされております。なお基金の造成の標準の上限は40億円となっておりますので、うちはそのうち11億3,330万円という結果になったものでございます。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) そこまで細かくは聞いたつもりじゃないんですけど、再度ちょっと申し上げたいんですが、合併された時の基本人口と増加人口が何人かだけ、もう一度ちょっと教えてもらえませんか。わかれば、わからなかったらいいです。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) すいません、今その数字持ってきていませんので、後ほどお答えします。

○議長(福島尚人君) 答弁できるの。藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) すいません。わかりましたので、ちょっとお答えします。合併時の人口につきましては2万8,438人、増加人口につきましては5,313人となっております。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) すいません、細かいこと聞いて。それで、いわゆる合併特例債を、新ひだか町が合併しまして三石と静内町合併しましてスタートしたわけですが、国会で再延長5年、いわゆる10年プラス、5年、15年なったわけですね、そのため市町村ですか。さらに今回5年ですから20年、合併してから20年というこの間、合併特例債としていろいろ、それぞれの町の実態に応じて条件整備されればいろんな事業ができるということだと思んですが、それで私が詳しく聞きたかったのは、合併して10年の総事業費が概ねどれくらいで、それからその後5年間で、国会で成立した5年で概ねどれくらいで、さらに今回成立された残りの分がどれくらい財源として使える見込みなのかっていうことをちょっと確認したかったんですが、わかる範囲内がいいです。そんな難しくいらないです。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今回の法律はあくまでも期間の延長だけでして、建設事業費だとかそれに充当する合併特例債については、増えていない状況でございます。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 聞き方悪いのかな。要するに10年間で使った合併特例債の総事業費、それからその後5年間で見込んだ事業費、今年、平成30年ですから、その総額と残りなんぼぐらい使えるかっていうことを、ちょっとわかる範囲で教えていただきたい。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 合併から10年の部分でございますけども、平成18年から27年度の間では41億4,390万円使っております。ただ先ほど壇上でもご説明いたしましたが、30年度の6月補正後までに活用した分については63億5,910万円でございます、残り6億3,100万円が今後使える合併特例債となっております。合併から10年の部分でございますけども、平成18年から27年度の間では41億4,390万円使っております。ただ、先ほど壇上でもご説明いたしましたが、30年度の6月補正後までに活用した分については63億5,910万円でございます、残り6億3,100万円が今後使える合併特例債となっております。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 私が思ったよりも残り少ないという、合併特例債ということなんです。そうすると単純に後6億3,000万が合併してから本町、いわゆるその他の市町村ですから、全国(聞き取れず)20年間で、あと6億3,000万使えるしかないんだというふうにするしかないのかなと思うんですが、ある町、ある市の、北海道じゃないんですけども、ある市の話の聞くと、いわゆる額ですね、合併特例債、当初の基準の額ですから、それに概ね条件整備されれば、ある程度の金額の事業額っていうんですか、合併特例債の額がプラスされる、そのプラスアルファっていうんですか、そういうのも可能だっていうふうに聞いたんですけども、そのあたりはまだ国のほうから5年間延長あるんだから、それはないと思うんですけども、そういう話が私の方で聞き取ったもんですから、そういうのあるのかなと思って、あと6億3,000円だらちょっとした、例えば建設事業でも大きな建物使っちゃったら終わりだなんて思ってるんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今回の期間の延長で発行額が増額されるっていうことは、申しわけありませんけど、承知しておりません。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) そういうことで、まあ本町の場合は合併していろいろと有利なこの合併特例債事業を、各種、先ほど課長が申しあげました、いろんな事業を展開してこの事業を行うということだと思うんですが、私が思うには、ハードもそうですがソフト事業についても、先ほど課長から申し上げたいいろいろる事業聞きましたけれども、思ったよりも建設の投資額が大きかったというのか、ソフト分では余り事業の選択がなかったようなふう聞いたんですが、ソフト分での今日までの合併後の事業について改めて何点か教えてもらえれば、確認。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今の件につきましても壇上でもご答弁させていただきましたが、子どもの医療費の助成事業とか予防接種事業、それから町立病院の婦人科運営に係る経費などにも充当してございます。実は、この基金の部分については制限っていうか、制限がかかってまして、地方債の償還が終わった分だけしか使えないように国のほうから指導を受けてますので、今はその範囲で対応させていただいております。平成33年度には全部償還が終わりますので、その後につきましても、その部分についても今後充当できていくんではないかなというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16 番(城地民義君) あともう1点、この件につきましてはもう1点だけちょっと。私が6億3,000万よりも、先ほど言ったように、もっと残って使えるのかなと思ったんです。それは当然いいとして、この事業は非常に交付税措置7割で町の持ち出しも他の補助、国庫補助事業よりもずっと、事業やるうえでは扱いやすい有効な事業だと思ってましたけども、私が思ったのは1点か2点、申し上げますけども、除雪の機械やなんか、今回の大雪で農家等あるいは町道等で非常に、豪雪地帯、いわゆる網走だとか道北だとか同等の町道の除雪体制の重機の機械よりも、こちらの方は雪が少ないということもあると思うんですけども、除雪の機械の能力が、もう少しロータリーにしても、ダンプ、トラックにしても除雪能力のある機械が各市町村に配置されているんです。そういったものに使ってもらえればなと思ったんですが、そのあたりは今後の、1点だけしか聞きませんが、学校の改築とか整備の問題もありますので、多種多様な授業があると思うんで。今申し上げたその除雪機械やなんかは、除雪機械の国庫補助の事業はありますけどもね、有効活用すべきだなと思ってたんですが、そのあたりは今後の間において何か、無理だってことになるんでしょうかね、緊急性があるんで除雪2、3,000万円で買える、ロータリーならもっと高くなるかもしれませんが、そういった意味で活用できないものかなと、この1点だけ聞かせていただいて、次に入りたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 除雪の関係、今ご質問ありますけれども、除雪の関係につきましては、国の交付金の事業の対象になる部分も出てくるかと思えます。それと除雪の機器をどれだけ導入するかっていうのも、なかなか難しい部分があると思えます。今年度については確かに降雪量が多くて、除雪がなかなか間に合わなかったという部分もございます。ただこれが、当然毎年、毎年ということであれば、それなりの整備をして対応しなければならないというふうに思いますが、その辺がなかなか難しいところがあるかと思えます。除雪の機器を充足できるように整備してもその運転手、それからその対応ということがありますので、現行の中では既存の中で、建設課のほうでも、その状況を見ながら除雪というものは計画的にやっておりますので、現行では除雪機器に対して、この合併特例債を充当するという考えは持ってございません。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16 番(城地民義君) もう少し聞きたいことありますけども、財源の限度額が後そんなにないということですから、次の方に移らさせていただきます。

2点目の、いわゆる自主財源の町税等の徴収率の向上強化対策について、再質問させていただきます。課長さんのほうから、いろいろ現年度のこと、あるいは今後のことについてご答弁ありましたけども、私はですね、やはりその現体制の考え方でもいいとは思いますが、しかしながら、滞納分の徴収っていうのは大変なことだと思うんですね。ですから、果たしてその現体制、いわゆる税務課主体的な体制の徴収体制で、徴収率は多少上がっているといたしましても、今年度の予算の滞納の徴収率見ますと、私から言わせると、まだ率はアップしてやっていかないと自主財源の確保は、私はできないと思うんです。したがって、やはり決算委員会の時も私申し上げましたけども、関係する課、例えば公営住宅料であれば建設課、それ以外の課もあります、そういったところと横の連携をとるためには、例えば建設課に何人かの兼務で直接徴収員いると人件費かさみますから、そんなことはする必要ないし、毎日やるわけじゃありませんので、兼務による分任分出入納員を、例えば建設課の住宅管理で3人ないし4人発令して、必要な時に税務課

と横の連携取りながら朝中を強化するということによって、徴収率は上がるんですよ。だからそういうこともやっぱり、これは人事に関わることですから町長との考え方にもよりますけども、そういった先ず徴収体制を現状にとらわれないで、やっていくべきだなというふうに、先ず考えておりますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 現行の徴収体制、決算の委員会的时候にも私、お話をさせていただいたと思うんですけども、今回の城地議員さんの、一般質問の通告書にも、税収確保に至っていない状況にあるということが書かれています。ちょっと私も今、この平成 25 年、26 年からですか、壇上で税務課長が説明したとおり、現年優先主義ということでやってきておまして、それが我々は効果を生んでいると思います。26 年に、収納グループの前主幹が基礎を作りまして、それを今の次の主幹が継承しまして、さらにいろんな収納体制をやっているということで、これが効果があって、壇上でも言いましたけれども、29 年度の収納率については、過去最高の実績を残したということでもあります。税外についても、給食費あるいは保育料については現年 100%ということで、それで滞線をおろそかにしてないということは壇上でも言ってます。要は、現年を入れていただくことによって翌年に繰り越される滞納というのは少なくなるわけですから、それでそれについても、いろんな手法で今やっております。それに、ほかの課との連携につきましても、今、税務課を中心にプロジェクトを組んでおります。税務課で収納している税金、それから税外収入、それ以外の部分についても、今までは、その各課、各課によってやり方が違っていたんですね。それをいろいろ洗い出しをしながら、それぞれの認識を共通なものにしていくと、その中で今回、債権管理条例なんかについても今、検討しているということですから、これは我々、担当部長として私評価してますし、町長、副町長からもすごく大きな評価をいただいている関係であります。税務課が収納管理をすることによって、今までばらばらでやっていたものが、1カ所でやることによって、相談についても全体を考えて相談できるというメリットもありますので、これについては効果があるということですから、現状においてはこのままの考え方で今後も進んでいきたいと思っておりますし、その検討会議の中で、また新たにいい方法があれば、それも取り入れながらやっていきたいというふうに考えておりますので、これについては城地議員についても十分ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長(福嶋尚人君) 16 番、城地君。

○16 番(城地民義君) 考え方は、今部長さんが言っている考え方で、その体制の兼務でもってやったほうが、より以上の効率が上がるんじゃないかということをおし上げてることでございまして、今の言われた町の、現状の徴収の、いわゆる方法ですか、この方法にプラスしてという意味で申し上げるところでございまして。

それから3点目の、同じく徴収体制の強化でございまして、時間のシフト制。これは土曜・日曜等におかれまして、やはりそれによって、非常にその効果があるというのが実績があるんですよ。ですから、こういったことの実績のあるような徴収の方法を、今後検討の中に入れて、上げていくべきだなと。もちろんこれ時間外勤務の方でもあると思いますが、シフト制にすることによって時間外手当は必要ないわけですから、そしてさらに土曜・日曜という効率的な関係者の対応もできるわけですから、こういったものも踏まえて、さらなる滞納の徴収率を上げるという今後の検討はすべきだなというふうに思っています。この点についてはいかがですか。



○議長(福島尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) これも壇上で税務課長から答弁したんですが、そういう対応も含めて土・日ということではないですけども、徴収嘱託職員に、通常でいう5時半までの勤務以降になるようなシフトを組んでやっております。そういうことで実績としても、臨戸徴収の対象者が3分の1まで減ってきていると。先ず基本に考えていただくのは、納税というのは本来の形は、納税者の方が納付をしていただくと、自主納付をしていただくというのが大原則でありまして、これに向かっていくっていうのが、私共は正常な形だと思っています。ですから、今の状況の中でこれ先ほどの答弁と重複しますけれども、今収納率が上がっているということを考えれば、これを土・日の開庁を含めてというところまでは考えていないということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 今言われた、私は実績、そういった体制、いわゆるシフト制等で実績のある方法で検討し、非常に実績が上がったという実態を知っておりますので申し上げます。滞納っていうのは1パーセントや2パーセント、3パーセント、あるいは5パーセント上がっても、そんなに額は上がらないわけですし、思い切った徴収体制を取らないと、なかなか私は自主財源は確保、拡充できないと考えております。人事のことにも関わりますので、それらについて、やはり今後、現状を踏まえながら検討して考えていただきたいというふうに考えております。

次の3点目の静内地区の下水道事業計画の面整備の関係ですけども、私もいろいろ見ていまして、本町の、三石地区は別にして、静内地区は都市計画区域に入っていて、公共下水道事業に認可受ける。そうした中で、今現在ある町並みの住宅ってほとんど面整備、概ねされてるのかなあとあって、町民から話聞くと、いやいや、まだうちの所は整備されていないんだと。合併浄化槽等でやられてるんだという所があって、本来、公共下水道で整備すべきエリアが整備されていない区域がありますし、さらに、町民からの話を聞くと、早くやってほしいという区域も現実にはあるわけなんですよね。ですから、確かに下水道は非常にお金のかかる、管渠等がかかりますけれども、もう本町の町民の生活環境、あるいは河川の水質汚濁防止のいろんなことを考えると、もっと早く整備区域エリアに入れて、そして認可を取って整理すべきではなかったのではないかなというふうに考えておりますし、非常に強い要望も私のほうにはあります。したがって、何ていうんですかね、下水終末処理場については、先ほど課長からお話ありましたように整備されておりますので、面整備、汚水館整備だけですから、認可区域、あるいは拡張区域、あるいは事業の補助採択の考え方を検討するとは言っておりますけども、早急に整備をして、最低でも今の市街のエリアの住宅の区域だけでも早く管渠を入れるべきだというふうに考えております。それで再度、伺いますけども、この事業にあたって、今整備されてない神森の地区の一部あるいは中野町の一部、それありますけれども、概ね何戸ぐらいまだつながないのか、整備されていないのか、概ねの戸数について伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 森上下水道課主幹。

○上下水道課主幹(森 誠一君) 今、事業計画区域内で未整備の地区に関しましては、駒場地区ですとか入船町区、あと柏台地区などが残っております。今、城地議員の言われたそれ以外の全体計画区域とか、全体区域から外れた部分である程度集落が形成されていると考えているところといたしましては、~~神森3丁目、ボウリング場の付近で、~~中野3丁目のボウリング場付近で約65

戸程度と、中野3丁目のボーリング場付近です。次に中野4丁目の中野生活改善センター付近のあたりには60戸、駒場地区の真沼津川沿い国道からちょっと裏に入ったぐらいの部分に約30戸程度、神森の第3中学校の向かいの新冠にちょっと寄ったところあたりに10戸程度あると。あと、神森の軽種牡馬の市場の前に55戸程度と軽種牡馬の市場の裏に15戸程度。全体計画区域外としましては、中野町3丁目のまきばの里といわれるところに約60戸程度、神森の道道平静線から目名川を曲がって、新冠寄りのほうのあたりに約10戸程度あるものと考えて、認識しております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) すいません、いろいろとね。これ概数だけでもまだ静内地区の都市計画区域のエリアの中での、下水道としての未整備戸数、住宅戸数が260戸以上の戸数が整備されないということになると思いますけども、これだけの街並みが揃っている町で、この市街地周辺に整備されていないということは、まちづくりの上でもやはり積極的にやっていくべきだなというふうに考えておりますので、財政上の問題だとかいろいろな事業があると思いますけども、町民のやはり要望の強いところから、いち早く環境整備を進めてやって、住民の要望に応じていただきたいというふうに考えております。それで再度確認しますが、この事業の事業採択っていうか、さらに事業延長した場合の、例えば、優先すべき地区っていうのは、どういうふうに今の未整備地区でどういうふうに考えているのか、先ず優先すべき地区ですね、全体を網羅してやる整備計画、整えるのか、それとも一部の区域を考えていくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 小野寺上下水道課参事。

○上下水道課参事(小野寺大作君) 未整備地区の優先順位ということでございますけれども、壇上でも答弁させていただきましたように、現在認可をとっている中でも、まだ整備を進めているところがございます。入船ですとか駒場、そして柏台、そして神森の一部と、現在524ヘクタールの認可をとっている中でも、まだ整備が残っているところが、汚水で整備が残っているところがございますので、そこを第一優先に考えていきたいと考えてございます。それと下水道事業は汚水ばかりでなくて、雨水の管渠の整備もございますので、今日のような雨が強い日、道路が冠水して雨水整備がしたいところもございますので、そういうところの汚水と雨水の事業、それと処理場ですとかの更新時期も来ておりますので、そのあたりの兼ね合いを含めまして、区域の外につきましては、今持っております全体計画区域と全体計画から外れている区域でも、今述べましたように家が建ち並んで家屋張りついているところがございますので、それらの区域につきましては、事業を進める中では慎重に検討しながら、そこは優先順位を決めながら事業の手法も検討しながら進めてまいりたいということで、先ずは事業認可区域をとっております今の認可の区域をとっております中を、きっちりと整備をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) わかりましたけどもね、今の答弁だと認可区域のエリアについて優先順位進めるということでございますけども、この静内の、先ほど言いました市街地の住宅張り付いている現状を見ますと、すぐ傍まで、近くまで汚水管渠が来ていても、まだ整備されていない、水

洗化されていない所がありますので、やはりその点は実態をよく、早めに見てですね、少なくとも住民がいつごろ、計画が、いつごろつなげるのか、水洗化できるのかなという目途ぐらいまで、だいたい町民から要望があった時には、概ね年度ぐらいまではなんとか拡張、あるいは区域変更でできるというような、ある程度の基本的なプランを担当の方で考えていただきたいと、まだまだわからないはということではなくして、現状の市街地に張り付いている住宅の状況を見て、そういった住民に直接、親切に答えられるような状況の中での下水道計画をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

---

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

---

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時52分)